



〈 会報発行に際して 〉

鹿野政直氏の呼びかけに応じて女性史研究会の「小さな旗上げ」が行なわれたのは、1973年の春でした。集ったのは早稲田大学文学部日本史学科の学生やその卒業生で女性史への係わり方はそれぞれ異なりましたが、とにかく女性史の研究の場をつくろうという事で会を始めたのです。そしてそれから2年この向会編の交替などありつつも女性史研究会は地道な活動を続けてきたわけですが、この春3年目を開始するに当たって、一つの飛躍をすることになりました。即ちこれは、本格的な「女性史研究」会への脱皮です。4月の例会で報告会員を固定させ、各会員の研究目標が一応定まるまで会を待機運営することがきまつたのです。そしてその研究補助のために会の活動を多様化することも決まりました。幹事会は会のごうした新しい状況に対応すべく、そしてまじその発展を確かなものとするため、この会報を発行します。今後、会員皆様の協力をお願いするとともに、外部の方に対しても幅広い御支援が寄せられますことを期待する次第です。

- 女性史研究会会則
1. 本会は日本近代史において女性の問題を歴史的に研究することを目的とする。
 2. 本会は前条の目的のため例会の他読書会、書評会、講演会等の活動を行い、また会報を発行する。
 3. 本会の会則にしたがい会費を納入する者は会員となることができ例会のすべての活動に参加できる。
 4. 本会の会費で例会において研究報告の義務を有する者を研究会員とする。
 5. 本会には幹事/名乃至2名をおく。

この2年間のあゆみ

- 1973年度 3月 女性史研究会創設準備会開かる。
4月 女性史研究会発足(12名参加) 幹事に鈴木裕子選出。テーマ別にグループを作る。
7月 女子教育グループの報告。
9月 片野真佐子(女子教育に於ける良妻賢母主義の成立) 伊東滋子(明治20年代に於けるキリスト教女子教育—『女子雑誌』と明治女子学校) 染谷ひろみ(日本の近代化と女子中等教育)
10月 高群逸枝グループの報告
11月 佐波正代(高群逸枝の純正性主義) 鈴木裕子(高群逸枝の恋愛観、女性観、アナーキズム観) 後藤みどり(高群逸枝—その宇宙観、自然観) 山口真紀子(高群逸枝の諸婦人解放運動への観点)
12月 鹿嶋運動グループの報告 小堀高子、栢植恭子(日本鹿嶋運動史)
2月 家制度グループの報告 相沢照子(法律上の「家族」制度廃止に就いて) 林(戦後家族の変貌と現状)
3月 婦人参政権獲得運動グループの報告 鹿野政直(婦人獲得同盟の歴史)
この外、女性史及び婦人問題に関係する

- 文献目録づくりが行なわれた。
1974年度 4月 昨年度の総括、その結果今年度は統一テーマを設けることとする。 幹事に染谷ひろみを選出。
5月 統一テーマに「女と労働」を選ぶ。 会則を定む(10名参加)
6月 各自の個別テーマの発表
8月 報告開始 片野真佐子(二つの良妻賢母主義) 染谷ひろみ(近代における女子労働者教育と労働運動—女子労働者の自覚—)
9月 相沢照子(「家」制度廃止はどのように受けとめられたか—『家の光』を中心に—) 荒井久美子(上村松園について)
11月 大寺恵美子(山田わかと母性主義) 小林朝子(越後編みと女の労働)
12月 栢植恭子(明治20年代における樋口一葉—その生活意識—)
1月 村尾昭子(伊藤野枝の青鞥社時代)
2月 長浜桂子(相馬黒光にみる女と労働)
3月 加藤朱美(家族制度と女性の労働)

今後の女性史研究会

四月例会において(1)研究(報告)会員を固定化しその会員の研究が一応の成果を得るまで会を待機運営する。(2)例会には研究会員以外の会員及び会員以外のもの参加を認め、またこれを歓迎する。(3)研究と並行して女性史研究の方法についても論議していく。(4)例会は毎月ホ三土曜三時より行う。ことが決められた。
幹事に伊東滋子、染谷ひろみを選出。
五月例会において以下のことが更に決められた。
(1)会報の発行—幹事会の責任において原則として月に一回発行し、主に会員に配布する
(2)書評会—会員の自由参加とし、例会の前二時よりこれを行う。
(3)読書会—会員の自由参加で現在『青鞥』を読んでいる。
(4)講演会—他の研究会などが主催する講演への会としての参加と、亦現在活躍している女性史研究者を招き、この会が主催して講演会を催す。

〈 研究会員とその研究題目 〉

- | | |
|-------|-----------------|
| 大寺恵美子 | 未定 |
| 鹿野政直 | 「高群逸枝と女性史研究」 |
| 片野真佐子 | 「良妻賢母論」 |
| 加藤朱美 | 未定 |
| 伊東滋子 | 「北村透谷と巖本善治の恋愛観」 |
| 小林朝子 | 未定 |
| 染谷ひろみ | 「大正デモクラシーと婦人雑誌」 |
| 栢植恭子 | 「樋口一葉の思想」 |
| 村尾昭子 | 「伊藤野枝の軌跡」 |
| 山本千恵 | 「明治前期の女性解放思想」 |

次回読書会のお知らせ

日時 6月2日 6時から8時まで
場所 早大文研 365研究室

『青鞜』の2巻5号から11号について行います。
報告者 片野 大寺 栄谷

＜5月例会報告＞

- 1 女性史方法論を知る上で必要な参考文献の紹介が鹿野氏より行われた。
(目録をプリント配布された。)
- 2 柘植氏と村尾氏の卒論中間発表が行われた。

(1) 柘植恭子 「樋口一葉の思想—その生活意識を中心として—」
報告は、樋口一葉の思想の形成及びその特質を生活意識(社会観)を中心にして分析することを意図していた。そのため、一葉の一生を生活基盤の変化に注目して、三つの時期に区分した。(1) 没落士族の娘として—幼年・萩の舎時代—
(2) 生活者として—本郷菊枝・下谷竜泉時代—
(3) 疎外されゆく人々の代弁者として—丸山福山時代—
そして、ここでの報告は主として、(3)の時期について行われたが、それは、(2)の時期までに、生活の露落につれて幼少の頃より壊れた士族意識を脱却し、下層社会の生活者として没落する側の視点を身につけるようになった。

一葉がこの(3)の時期即最後の数年間に下層社会の人々への共感から、彼らの代弁者となり、『大っぴもり』、『にごりえ』などの名作を書き、その中で近代的な女性(近代的自我にめざめた女性)とは異なるが、自分の力だけで生きていく女性を描き出し、さらに弱者が疎外される世の中を批判して、一種の—君万民的ユートピア世界観をもっていたとするものである。

これは、従来の「文学的」な評価とは異なった新しい角度からの一葉評価であり、そして、積極的な一葉評価である。

今後、一葉と国粹主義との関係や横山源之助との交流についての解明が望まれる。

(2) 村尾昭子 「伊藤野枝の軌跡」

報告は、伊藤野枝の軌跡ということでは、時代を追って三つの時期(1. 近代的自我の形成 2. 模索からアゲイズム 3. 「成長」「退歩」の相刺)区分がなされていた。そして第一、第二の時期については、すでに報告されたところであったので、ここでは第三の時期を中心として報告が行われた。

それはまず、大杉栄との恋愛以後を第三期として、そしてこの時期を野枝が一方で労働運動に傾斜していき、理論と実

践がっばがっていく反面、他方では生活の安定と共に緊張を欠いていくとするものである。(報告者は、それを「内在する封建制」としたが、これについては、中産階級的という指摘もあり。)

また労働運動への傾斜にしても、婦人労働者の役割りについて野枝は、自己の明確な主張を打出していないという報告であったが、労働運動の当時の状況との関連を明確にして辻潤大杉栄らの思想的影響をよりはっきりさせることが今後望まれる。

＜これからの例会報告予定者＞

7月 山本千恵
9月 栄谷ひろみ・柘植恭子
10月 村尾昭子・小林朝子
11月 鹿野政直・伊東あず子
12月 大寺恵美子・片野真佐子

次回例会のお知らせ

日時 6月21日(土) 3時から6時
場所 早大文研 365 研究室
『青鞜』を読んでいる読書会から、中肉報告をいたします。

書評会(第一回)のお知らせ

日時 6月21日(土) 2時から3時
場所 早大文研 365 研究室
水田珠枝『女性解放思想の歩み』のI、II章について行います。
報告者 栄谷ひろみ

会員の皆様へ

5月例会に欠席なされた会員の方で、今年も継続して会費に納められる方は、次回出席して会費を納入(半年分600円)してください。また次回出席できない方はその旨幹事までご連絡ください。なお研究会員になることを希望する方は、研究題目と明記の上幹事までご連絡ください。

女性史研究会連絡先

早稲田大学第一文学部内
鹿野研究室 電話 内線(334)

幹事への直接連絡は

〇 ……伊東
〇 ……栄谷へ
お願いいたします。

<6月読書会報告>

6月2日 30日の二回にわたって『新しき女』の2巻5号から11号までを讀みました。(報告者 片野真佐子) 内容は、片野氏の「新しい女」を見て下さい。

「新しい女」考

片野真佐子

「新しい女」は太陽であった」という創刊の辞句は、いまもその精神を、女性たけづくつたに、好意のまゝとして世に受けつゝ来た。...

一、この「新しい女」の序文に、平塚のこの時代の秩序を打破する、という目的が、いかに明確に示されているか、...

以上のことから、この『青鞥』の発行が、
 は内約にめまらぬほど、
 分の一の年を費やして、
 かの女流の文章を、
 言辭の時期区分に、
 清浄の趣、
 運をいふならば、
 近代市民の道徳と、
 淑やかなるあり方を、
 立身が、
 主眼と、
 理を、
 しな、
 が、
 的に、
 遍じ、
 ます。
 れて、
 集、
 の、
 彼、
 の、
 が、
 今、

相手の方は某大学の助手どいつしやまとか。く
 めいことは御主人へどうぞ！これで本研究会の
 既読者は5人になりました。

○第二号の発行が通れ、予定が狂ってしまいましたが
 ので、引きつづき第三号を発行するつもりで
 す。8月10日ごろに在ると思います。第三号の
 内巻は以下のように予定しています。

- 7月例会報告
 - 7月読書会報告
 - 6月・7月会評会報告
- 担当 来谷 —

女性史研究会連絡先

早稲田大学文学部鹿野研究室 (365研)
 校.(203)4111 内線.334

- 女性史研究会会則
1. 本会は日本近代史において、女性の問題を、
歴史的に研究することを目的とする。
 2. 本会は前条の目的のため、例会の他、読書会、
会評会、講演会等の活動を行い、また『青鞥』
を発行する。
 3. 本会の会則にしたがい会費を納入する者は、
会員となることができ、本会のすべての活動
に参加できる。
 4. 本会の会員で、例会において研究報告の義務
を有する者を、研究会員とする。
 5. 本会には幹事1名乃至2名をおく。

編集室より

○はじめにこの『青鞥』第二号の発行が大幅に遅れ
てしまったことを、深くお詫びします。

○6月より一人の少年が、この研究会に加わりました。
 社会科の部、一出生の若千十の役、貴方です。
 熊本市出身で、そのせいがかどうか知りませんが、
 高野校に通っています。彼は目下研究会
 の最年少で、鹿野政道氏の他、性のい存かた
 の、中では、評です。彼の入会がきっかけとなつて
 今後、女性史研究の不振を、期待して、
 女性史研究の不振を、期待して、
 女性史研究の不振を、期待して、
 女性史研究の不振を、期待して、
 女性史研究の不振を、期待して、
 女性史研究の不振を、期待して、

○大寺息美子さん加の5月に結婚をさいました。

私と女性史研究

加藤 朱美

前号に伊東さ人が書かれたのことに、ついでに、この「女性史研究」の第3号に「私と女性史研究」の希望を述べた。今、この希望が実現し、この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。

この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。

この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。

この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。

この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。

この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。

この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。

この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。

この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。

この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。この雑誌が、女性史研究の発展に貢献するものと期待する。

と、女性史研究の発展に寄与する。女性史研究は、女性の問題を歴史的に研究することによって、女性の権利の獲得に貢献する。女性史研究は、女性の問題を歴史的に研究することによって、女性の権利の獲得に貢献する。女性史研究は、女性の問題を歴史的に研究することによって、女性の権利の獲得に貢献する。

女性史研究の発展に寄与する。女性史研究は、女性の問題を歴史的に研究することによって、女性の権利の獲得に貢献する。女性史研究は、女性の問題を歴史的に研究することによって、女性の権利の獲得に貢献する。

女性史研究の発展に寄与する。女性史研究は、女性の問題を歴史的に研究することによって、女性の権利の獲得に貢献する。女性史研究は、女性の問題を歴史的に研究することによって、女性の権利の獲得に貢献する。女性史研究は、女性の問題を歴史的に研究することによって、女性の権利の獲得に貢献する。

女性史研究の発展に寄与する。女性史研究は、女性の問題を歴史的に研究することによって、女性の権利の獲得に貢献する。女性史研究は、女性の問題を歴史的に研究することによって、女性の権利の獲得に貢献する。女性史研究は、女性の問題を歴史的に研究することによって、女性の権利の獲得に貢献する。

女性史研究の発展に寄与する。女性史研究は、女性の問題を歴史的に研究することによって、女性の権利の獲得に貢献する。女性史研究は、女性の問題を歴史的に研究することによって、女性の権利の獲得に貢献する。

合評会

6月、7月の二回にわたり、水田珠枝氏の『女性解放思想の歩み』について行なわれました。

女性問題と女性史研究

桑谷ひろみ

女性史研究会は、「日本近代史において女性の問題を歴史的に研究すること」を会則の第一に記し、その旨意のもと活動を進められている。すなわち、女性史という

女性史研究会 会報

NO. 4
1975.10.1

『婦人公論』ノート (1)

染谷 ひろみ

報告を終えて
― 養親に関する若干の感想 ―

柘植 恭子

断想二題

― 母・妻・娘 ―
― 「女性」と「婦人」 ―

鹿野 政直

〓 十月の予定 〓

十月十八日 一時～二時

読書会
(『青鞥』三巻三号)

二時～三時

合評会
(高群逸枝『女の歴史』下)

三時～七時

例会

報告

村尾昭子「伊藤野枝の軌跡」
小林朝子「高群逸枝論」(仮題)

十月二十日

六時～九時

読書会
(『青鞥』三巻四号より十二号まで)

『婦人公論』ノート (1)

染谷 ひろみ

「婦人公論」をめぐって大正五年に創刊された『婦人公論』は、昭和に入ると恋愛・結婚問題をさかんに論じるようになる。それは「新たな「男・女関係」の模索」を捉えうるのであろうか、それも「センセーシヨナリズム」による「退廃」と見るべきなのであろうか。このことが先の私の報告の際に問題となった。これは大正デモクラシー期の女性の解放を『婦人公論』を通して見た場合の到達点を評価することであるし、また『婦人公論』を舞台として見た場合の大正デモクラシーそのものの評価にもかかわるので、研究を始めたばかりの私には今の時点が結論を出すことはできない。しかし、ここでその点に関し若干の考察をすることは許されるものと思ふ。

昭和三年『婦人公論』は前年末に迎えた新編集長

高信峽水のもとで大幅な紙面の改革を行った。創刊
時からの主幹である嶋中雄作はそのままその地位に
とどまったが、実際の編集は『婦人世界』の前編集
長であり、『婦人公論』の体質改善のため、招聘さ
れたこの高信峽水にゆだねられ、彼は『婦人公論』
の体裁はもとよりその内容をも大きく変えたのであ
る。『婦人公論』はこれ以後すべて特集形式をとる
ようになった。

この編集方針の転換は読者には『婦人公論』独自の
感じと匂いを失はぬ程度で、記事の取材の範囲を思
ひきり拡げてみました。『……』(1) まで『婦人公論』
本来の特色であるところのインテリゲンチヤの読み
ものといふ的は外さないつもりです。と説明
された(2) こと、(3) 感じと匂い、また『インテ
リゲンチヤの読みもの』と言うのは、創刊の際にさ
だめられた『高信』にして興味饒かなる小説説物を満
載して以て現今婦人の年俗にして低級なる趣味を向
上せしめ、健康優良なる実践的教養を鼓吹して以て

突飛極端なる新思想と因陋頑迷なる旧思想とを極力
排撃す」と言う綱領(4) に示された姿勢を意味するので
あろうか。

編集方針転換の結果は『恋愛を夏時代』号、『都
会の誘惑』号、『異性間の友情』号といった特集の
オンパレードであった。この題名を見る限りそれは
『従来の本誌が蓋所から、婦人解放をよびかけ、指
導する態度をとっていたのにたいして、これは、批
判精神は保持しながらも、およそ近代女性の興味を
ひくほどのものには、ともに身を投じてゆく態度』
という(5) には、あまりにセンセーショナルな感じを私
に与える。そして昭和五年に高信峽水から伊東茂雄
を経て編集をひきついだ福山泰之の編集方針が、『
口絵をにぎやかなものにする』こと、記事内容を大衆
化すること、文芸記事を強化すること、社会記事(6)
告白物等)に力を入れること』であった(6) ことを思う
ならば、この昭和三年の改革に際しての前の読者へ
の説明は言い訳と聞えなくもない。

こうした日婦人公論の方向転換にはその発行所である中央公論社の財政的行き詰りが背後にあった。(7) 日婦人公論が商業雑誌である以上、売ることが必要条件であったのは言うまでもない。そして日婦人公論の改革は、「マンネリズムに墮してしまふ危険をはらんでいたために「古い殻を脱皮して、新鮮な衣がえをしよう」と努力した」というより、まづこの「売る」という目的のためであったといえる。

このような意味で編集方針転換以後の日婦人公論は、いわゆるこうした「大衆化」(8)がやはり一面「退廃」につながっていたことは否定しがたい。特集の題名からも察せられるように、読者の好奇心にのみ訴える記事が多くなっている。そしてそれは、「リットな近代社会がつくり出したところの奇を逞む、異を好む、強裂な刺激を求めてやまない、アブノーマルな民衆意欲の一反映」であるか(9)どうかは別にしても、多くの読者(女性)と結びついているのである。

しかし、私はこの状況を女性の解放という視点から見て単に「退廃」とせず、あえて「新たな男・女関係の模索」とした。参政権・教育権の主張から恋愛・結婚論へその中心が移ることを、一面セーシヨナリズムを併うものであると認めても、それらに反映された女性たちの「もたえ」を私は「退廃」として切り捨てることが出来なかった。女性問題が性差別の問題であるかぎり、その核心である恋愛・結婚という「男女の対関係」の問題に到達するのは、ある意味で必然のことと思う。

このように、男女の対関係に行きつた女性達を日婦人公論誌上で理論面においてリードしたのは、山川菊栄・高野寛枝・平塚一いせう等である。彼女たちはたとえば恋愛論の形をかりて、女性解放論を展開した。そしてそれは性の問題を中核としていた。

性の問題は恋愛・結婚という「男女の対関係」だけ論じていても、出口の見つからない問題である。

平塚らいてうが「資本主義は、婦人がいかによき恋人であり、いかによき母であろうとも、そんなことの上に、婦人の価値をも筋ほども認めるものではない。——婦人の経済的独立を可能にし、多くの個人的自由と権利を、婦人に与えたものは確かに資本主義であった。しかし、その与えた自由と権利とを、婦人がこの社会において、遂行しようとするとき、それを拒むのも亦、資本主義である。——と叫んだ⁽¹¹⁾ように、これは社会との深刻な矛盾を露呈する。そして高群逸枝をして「このやたくしどもの恋愛観は、結婚制度の改良⁽¹²⁾でなく、結婚制度の廃止⁽¹³⁾を目かけている。」と言わしめるのである。

だが、「婦人公論」の讀者である女性たちの多くはこの議論について行きたであらうか。高群逸枝が「婦人公論」を去って昭和五年に「婦人戦線」を創刊するのはなせたらうか。「先年米の流行であった産児制限・自由恋愛、或は性の解放などの理論ものは、漸く廃れて、最近に至っては更に一步を進め

て刺戟の強い現実描写に移ってきた。」と政府が把握する⁽¹³⁾ような状況をもたらしたのは何なのだろうか。

私は「婦人公論」自体も含めて日本の女性たちが滿洲事変以後フアシズムの嵐の中で「軍國の母」にぬりかえられていくのを見ると、また、「婦人戦線」もわずか一年余りで廃刊され高群逸枝が女性史研究に関心をもつて見るとき、それは「因習からの脱却」をめざし、社会への働きかけを行いつつ社会と家庭の相克⁽¹⁴⁾に悩む、⁽¹⁵⁾新たな「男女関係」の模索⁽¹⁶⁾をした「婦人公論」に登場する女性たちの歩みを私にもう一度ふりかえらせるものである。

その意味するところが「ブルジョア婦人解放」の限界なのがあるいは大正デモクラシーの限界なのか、私には今わからぬ。今後「婦人公論」の内容を吟味検討する中で、帯刀貞代氏の昭和九年から十二年にかけての一時期にフアシズムに対して「小さな抵抗」があったという指摘も合わせて、じっくりこの問題と取り組んでいきたいと思う。

△注▽

- (1) 「年頭の辞し」婦人公論 大正六年一月号
- (2) 「中央公論社の八十年」 二二二頁
- (3) 「編集室から」婦人公論 昭和三年一月号
- (4) 「中央公論社の八十年」 三八四頁
- (5) 帯乃貞代「婦人公論」四十年史と婦人公論 昭和三十年一月号より八月号までに連載
- (6) 「中央公論社の八十年」 二四九頁
- (7) 「中央公論社の八十年」婦人公論の五十年 鳩山雄作「回顧五十年」参照
- (8) 「婦人公論の五十年」 九九頁
- (9) 「中央公論社の八十年」婦人公論の五十年 ではこの改革を「大衆化」としている。
- (10) 「校閲上より見たる最近に於ける性的出版物」『出版警察報』昭和三年十一月号
- (11) 「新性道德のカオス」『婦人公論』昭和四年八月号
- (12) 「いかに恋愛すべきか」『婦人公論』昭和四年

年一月号

- (13) (10)に同じ
- (14) (5)に同じ

報告を終えて

——一葉親に関する若干の感想——

柘植 恭子

どういうわけか、後世の女性のいわれる先駆的
女性とされる人々に、一葉は愛されにくいようだ。
宮本百合子や、山川菊栄のよう、一葉を高く評価
する人々がいるにはいるが、少数派だと言つてよい。与
謝野晶子、平塚らいてう、平林たい子、その他女流
作家も含めて、ほとんど一葉に対して否定的な見方
をしている。それぞれニュアンスを異にしてはいる
が、結局のところ「一葉は封建的イデオロギーから
脱け出ているとは言えず、それは社会の進歩的部分
を代表しているとは言えない。」という平林の論に

否定的な理由を要約することが出来るだろうと思う。これは、最初に一葉の文章を評価した際外にはじまって、馬場孤蝶、小島政二郎、塩田良平に至る一連の男性によって作りあげられた。相馬御風の言う「The Last Woman of Old Japan」であるがゆえに、流つ抒情、芸術派の作家たりえたというイメージに相対立しているようである。

一葉の小説のテーマを、女の嘆きであるとする人は多い。言い換えれば嘆いているだけでそれ以上進んでいないということになる。一葉の生涯を述べてみても、自らをおし包む困難に対して反抗したり、脱出しようとした跡は見えない。怒りも喜びも悲しみもじっと内に秘めて、歌を支え、生活に追われていく。それは後に言われる、新しい女のイメージとは程遠いイメージを私運に与える。先に述べた平塚らいてう等の不足の見解も、このイメージに對して、そして一葉という偶像に對しての反響を念人だものだったに違いない。彼女たちの生きた足跡

を考へあゆめると、こうした一葉に高い評価を与えないのも当然だと思われぬ。

しかしながら、私はこの本のポートで何とかこのような一葉とは違つた一葉像を提出し、再評価しようとした。私の能力ながら、ここで描くべきとした一葉とは、簡単に言つと、没落して常に寒寒としたさいなまれながらも、生者としてたくましく生きた、その生活の中から下層社会を見つめ、社会の矛盾を暴露し、その変革を志した女性であった。それは一見、旧いイデオロギーに身を没し、母のための妹のため自ら犠牲にして生きたように見える、もう一つの側面だったのであるまいか。そしてそれは、自らの境遇(家と貧困と明治二十年代のきびしい女性への現実)を引き受けつつ、それをより越えていこうとする一葉像である。詳しく書いていることはないが、この過程の中で一葉が確立していった「自我」、女性観、社会観を、私は「口い」の一言で片づけられないものだと考へる。品々やらいてうが主

まれる中に、こういう風な形で自我を形成し、社会に關わろうとした一個の女性があったことを、私は示したいと思つた。それは晶子以後の、近代的な、ある画一的な自我のイメージにとりわけいた私に、日本の女性がどうした西洋的自我を獲得する前に、一葉とも違つた形で、自我を形成し、自らのいる位置を突き抜けようとした女性が、他にちきつと無教に存在するであろうことを確信させるのである。報告を聞いてくださった、皆さんに、少しでも私の意思を伝えるところが、わかつていたなければ幸いと思ふ。

断想二題

鹿野政直

母・妻・娘

九月二十日の例会で、一九二六〜三〇年ころの『婦人公論』の評価をめぐつて、報告者の森谷ひろみ

さんが、「新たな『男女関係』の模索」としたのに対し、わたくしが、センセーショナルイズム・ユマニスム（ヘトク）に一九二八年の編纂者交代以後の露骨化による一種の頹廢もあつたのではないかと口をはさんだところ、それにたいして馬場邦子さんから、頹廢とすることについて反論があつた。そのときのわたくしの答弁は、われながら思をえていなかったのだ。十日の葉の觀あるとはいえ、ここで一言つけくわえておきたい。

あのときわたくしは、創刊の一九一六年から三〇年ごろまでの『婦人公論』の動向を大別した場合に、その前半では妻のせおう矛盾の解明ないし解決にかなりの比重がかけられていたのにたいし、その後半では娘の問題すなわち恋愛・結婚に圧倒的に比重がかけられているのではないかとたしか問題をだしたように思う。女性のせおう矛盾のわけがいろいろあるなかで、その一つに、母としての矛盾、妻としてのそれ、娘としてのそれへつまずき従の教え

の矛盾)とする方法が当然考えられるが、このわけ
たとき、主要な矛盾は妻としての矛盾に集中してい
るといってよいだろう。『婦人公論』の志望の少な
くとも一つは、そういう妻のせがみ矛盾ととりくみ
、参政権の問題、選挙の問題、産児制限の問題など
をとおして、旧来の道徳、制度に疑問を呈していっ
たところにあるのではないか。たとい経済問題につ
いてのとりくみはいちじるしくよわかったにせよ。
ところが後期になると、主張はラジカルになる反
面、誌面でたされる問題がほとんど娘のかかえる問
題の究明に向けられてくるように思われなければならない。
そのことは、女性のかかえる主要矛盾との総合的な
とりくみという点からいえば、急進化にみえて婦少
化をもちもものではないか。いまから思うと、わ
たくしがいいいたかったのは、そんなことではなかつ
たかという気がする。わたくしは、前衛の存在
の意味を否定するものではない。むしろそれであつて
こそ、本体がうごくことと通信しているものである。

またこのときの一種の、恋愛至上の傾向に、妻と
しての矛盾を追求した結果の家庭否を論じたこと
とはわかる。それらをアラス面として評価すること
にやぶさかではないながら、あつたに、本心がな
いがしろにされているのではないかとこのあたりも
、わたくしはおさえきれないのである。

なお、『婦人公論』の出来をかりに右のようにと
らえるとき、他の諸誌を一切排除して乱暴に考える
と、『青鞨』がいわば娘の仕事としてはじまったの
に対し、『婦人公論』にいたつて妻の矛盾が主題と
なったといえるかも知れない。だからといって『青
鞨』をおとしめる気持は、わたくしにはさうならな
いのであつて、アップーミドルクラスの女子という
抑圧のいちばん弱い部位から、女性全体のかかえて
いる問題がふきだすのは当然であつたといえる。ま
たそれあつたからこそつぎに妻の問題へすすみえた
のでもあつた。とともに、はるかに拘束の多くまた
強い妻をかなりの比重をもって主題としたからこと

「婦人公論」は、微温的であつたのであつて（南
業誌という条件をも当然考慮にいれなければならな
いが）、微温的であつたことをもつて同誌をた
だちにきめつけるのはどうかという気がする。

以上のことは厳密な検討なしの臆断にすぎないが
大方の女性史に母・妻・娘三部位把握法が少ない
ようにみえることへの疑問もあつて、いささかくだ
くだしく記した。

「女性」と「婦人」

歴史における女性について書こうとするとき、い
つもながら彼女らを、「女性」とよぶべきか「婦人
」とよぶべきかごまよつてしまふ。その結果、その
ときの気分によつて「女性」と書いたり「婦人」と
書いたりするようないかげんさがあるが、まあ、
「女性」と書くほうがはるかに多い。この点は女性
史学界でもあまり統一もされていまいやうで（「女
性」派が優越であるが）、「日本女性史」という一

方、「現代婦人運動史年表」といつたりする。兩者
はどちらかうのか。

くりかえすが、わたしにも意見がない。が、こ
んなふう考えた。「女性」にたいしては「男性」
という対になる語がある。ところが「婦人」にはな
い（と思う）。これはどういふことなのか。女性が
の玩弄物視され手段化された存在というのが、世間
一般の通念であつたとき、やういふ觀念にまつわる
垢をさけ、人間的な尊厳をもつた存在との自覚をもこ
めて、「婦人」といふことははつかわれるよつにな
つたのではあるまいか。諸橋の大漢和によると、も
とも「婦人」には「士の妻」という意味があつた
という。とすれば、明治後期から大正初期にかけて
の自由思想の受容のなかでこのことはが採用される
よつになつたのは、いかにも似つかうしいともいえ
る。たぶんそこにはキリスト教の影響もあつた。一
八八六年の婦人矯風会や一九〇八年の「婦人友誼
会」、その先頭にたつてゐる。

これを「女性の」がゆかりみると、女を「婦人」と称することは、女性のうちに人間的尊厳をなめとめるリトマス試験紙のようなものだった。つまりフェミニスト語だった。キリスト者たちや大正デモクラットたちがこの人でこの語を用いた背景には、そういう意識の流れがあったような気がする。またいわゆる女性主義の運動は、この意識をもととして、現出しひろがってゆく。女性運動とはほとんどいかにいって、婦人運動の語がなじみかかものとなっていくのは、そのせいではなからうか。

その意味で「婦人」の語は、旧来のモノ視する女性観からヒト視する女性観への転換期あるいは過渡期をあらわしている。そのかぎり男性の「がゆ」にはない特殊な用語でもあったわけだ。これにたいして「女性」の語は、「婦人」にこめられているような、古くからある意味で旧来の女性観からの分離を志向する女性像や、ある意味で、理解ある「男性から」いたわられる「女性像」を、一種の「屈辱」として認識し、女で

あってなにがわるいとかなりひらきなあった姿容から発した語であるように思われる。女性を特殊な地位にある存在としてでなく、男性と向い合うところの普遍的な存在として、それは「woman」をとらえる感覚に発している（そうして最近では「おんな」ともまったくいなおるようになった）。『婦人公論』と『女性改造』のちがいは、そこにあるとも考えられる。

これも一つの臆断にすぎない。はたしてこんなことかといえるのか知らん。会夏の方々に「婦人」といわれ「女性」とよばれる方々の「意思」をままたい。

※ この原稿について染谷ひろみさんから、では『婦人戦線』はどつか、ときりかえされたが、ぼくは、まいった、といった。しいて理屈をつければ、その名はたぶん背後にいたフェミニスト男性の命名にかかっているのではないか。

〈編集室より〉

＊ 会報をよみかき直すため、このようにスタイルを一新しました。御意見を寄せ下さい。

(加藤朱美さんが和文タイプができるということ、来春よりタイプ印刷になるとのウワサもあります。)

＊ 「私と女性史研究」は今回お休みにさせていただきました。執筆予定だった牧貴博君は、次号に「女性と少女マンガ」を掲載するはずですが、

＊ 九月二十日の例会は十三名参加のもとに行なわれました。そして次の二人の方が新たに会員になりました。

馬場 邦子

阿部 恒久

また、会員の柴田博美さんが「研究会会員」に加わりました。研究テーマは、「矢嶋家の姉妹たち」です。

＊ 九月例会のあと、ヒマと金が少ないある会員が集まって小コンパを開きました。大コンパの予定はまだ残念ながらたっていないません。

＊ 合評会できりこぎる次の本は、伊東菫子さんの提案で、高野通枝の「女の歴史」(下)と決まりました。十月・十一月の二回にわけて行う予定です。

女性史研究会 会報

NO.4

発行日

一九七五年十月一日

発行所

女性史研究会幹事会

連絡先

早稲田大学文学部唐野研究室

女性史研究会 会報

NO. 5
1975.11.1

報告の中から

伊藤野枝と労働運動

村尾昭子

「新しい女」宣言と『青鞥』

大寺恵美子

高群逸枝『女性の歴史』合評の提案

伊東滋子

女性と少女マンガ

牧 貴博

女性史研究と私

柴田博美

たより／本の紹介／編集室より／

十一月の予定

十一月十五日 一時～三時 合評会

高群逸枝『女性の歴史』第四章について

三時～七時 例会

報告予定

伊東滋子「北村透谷と藤本善吉の

志業観」

鹿野政直「高群逸枝と女性史研究」

十一月十九日 六時～九時 読書会

『青鞥』第三卷十号より十号までと先回の残り

報告の中から

伊藤野枝と労働運動

村尾昭子

伊藤野枝を労働運動との対応において捉えた人は

極めて少ない。彼女への評価はほぼ青鞥社時代まで

で終わっており、労働運動はそのついでに、つまり

大杉栄の伴侶として加わったにすぎず、彼女自身の

見解はなかったというのが大半である。彼女を知る

山川菊栄・平塚らいてう・野上弥生子等もこの点に

ついて野枝を批判している。

果してそうであったのか——私の今回のレポートは

はこれら一連の評価に対する疑問から始まった。

『青鞥』廃刊直前、山川菊栄との婦人運動論争の中で、

野枝は、売春は貧困から生み出れるものであり、貧困

を生み出す現社会体制の破壊なくしては売春はなく

を

ならないし、又女性も扱われないと述べている。私は彼女の抱いたこの体制改革の志向こそ、資本主義社会打倒を叫ぶ労働運動にはいつていける一要素であり、そして労働運動にこそ改革の力を見出したのではなかったかと思うのである。それ故彼女の労働運動への傾斜は、その出発点からして彼女自らの意識によるものがあつたのではないかと思われた。

私のこの思ひは彼女の具体的労働運動論の展開を見るに及んで一層強まった。大正初期に労働争議の中心であつた賃金増額、及び中期の労働時間の短縮、深夜業廃止の問題を、彼女は、資本家⇩労働者という視点からばかりでなく、女性である立場からも見ている。賃金が上げばパンのために身を売ることもない。だから賃金は上げなければならぬという主張、又女性には男性と違って、妊娠・出産等特別な生理があるのだから、労働時間短縮等労働条件を改善しなければならぬという主張、これら母性を保護し、女性の立場からの論の展開は、大杉東

には見られぬものであり、野枝独自のものである。そこには『青鞥』において女性が社会の価値観から解き放たれ、自らの足で歩くことを説き続けた野枝の、まさに自分の足で歩き始めようとした女工連への連帯の意志表示であり、又『青鞥』においても更採問題・査査問題等女性にとって重要な問題を取り上げ考えていこうとした、彼女の意識の深まりがあるように思う。そしてそれは労働運動という足場を得て、あれほど望んでいた実践的な「社会運動」に、はいつていこうとした彼女の姿を示している。この姿勢は五人の子供を産み育て、日常生活大元には埋没してしまつたかには見えな時期にも、一方では「資本家階級の撤廃」を宣言することによつて、確固として堅持されていたものであり、終つて持ち続けていたと思われる。

このように私は、野枝の労働運動への、かかかりを積極的に評価し、その中に封建制時代女性問題の提起をしたことから一歩進んで、具体的に女性問題を

生み出す体制の改革主体となり得る労働婦人の問題も考えようになった意識の深化を見ようとした。それは幾分未熟で曲折を交えたものではあったけれど、まさに女性である自分の目を通して見たものであった、と思うのである。

「新しい女」宣言と『青鞥』

大寺 恵美子

第三号第一号は、『青鞥』が「新しい女」という揶揄・罵口を逆手に、「新しい女」と名のりをあげたという点で、やはり画期となったといえよう。第二号には、『青鞥』の姿勢の一つのあらわれとして、特筆される。藤田美子の社会主義界人論が載る。また、第二・三号には自然主義等の男性作家からの警告、激励なし希望が述べられる。男性の意見が載ったことも記されておかれてよいだろう。第一号の文章の表題をあげれば、「新しい女の道」「人類として男性と女性はずつとある」「新しい女

の解説」「新しい女」に就いてしなど、らしいことが同年同月の『中央公論』に発表された「新しい女」という文章を含めて、そこには「新しい女」の決意、自負、告白、苦悩がみられる。それは今まで端初的な批評などの中で、断片的にあるいは創作、形をとって述べられてきたものより自覚的な文章であり、それだけの雄辯ともいえよう。野枝は「新しい女」の自負を、岩野清は思想・権利上の男女平等を（彼女はまだ第三号ではその思想の終止のため経済上の独立の必要を説く）、長谷我部蘭は一読者が己に自覚する過程を述べ、加藤緑は職業による自活と結婚の深刻な矛盾について述べる。加藤緑については、自活している女の史実的問題に言及している点で、その文章は注目される。

ところで、これらは女の個（自己）の確立とそれを獲得するものへの抵抗、格闘ということとまとめられるものといえよう。この個の確立が『青鞥』のメイン・テーマであるとするならば、個の確立をな

し遂げた後に（だからこそかえって鮮烈なものとしてあらわれろ）その問題はサブ・テーマとして出現し約束されていたとはいえる。先の加藤緑は、すでにそれに直面しているといえよう。だが、意識的に今融れなかつたらいつかはといえは、このサブ・テーマとしてではなく、次のメイン・テーマとして述べようとする。

らいてうも、「新しい女」としてその決意を述べらる。そこに用いられる自我意識は強烈なものがあり、徹底して既成の女の生き方を拒否する。だが翻ってこれからの「新しい女」の求める道はといえは、「新宗教・新道徳・新法律の行はれる新王国を創造しすること」という。「新王国」とは何を意味するのか。この点を、エレン・ケイの「恋愛と結婚」の翻訳の前置きが補足説明してくれる。その前置きには一人しから「女」への転換、エレン・ケイへの傾斜が示されている。「エレン・ケイの言ふ通り恋愛は婦人問題の心髄である。」「男」と異なるべき女性

を理解し始めた。」「とらいてうのいう「新しい女」と他の社員の「新しい女」との間には見出しされるのである。そして、実はこのらいてうの転換は、もちろんその自身の恋愛体験が決定的なきっかけをもちたことは疑い得ないが、その可能性はすでに「若者の当初から、否もつと廻れば大学時代の思想形成に内包されていたといえる。今こゝでは詳しく述べないが、らいてうにあつては、主我の対極である非主我がその思想の初期から予想されているのである。その非主我が「女」の愛として発現したといえるのである。

第二号の福田美子の文章については、その恋愛観は事更迭するまでもないと思ふので、奇異に聞えるかもしれない私の感想を記させてもらうことにしたい。私には美子のいう、「人としての解放」（この部分は「青鞵」との親近性を示している）と「産制か、つまり文章の前半と後半が分裂してみえたのがある。それは彼女が社会主義の影響を強く受けた石

川三田郎がキリスト教社会主義者であり、抑々キリスト教社会主義なるものに免れかたいことであり、また当時の社会主義婦人論はこの段階だったのだといわれればそれまでのことだが、彼女が婦人問題の「第一美諦」とする「人としての解放」を「人生問題」「宗教問題」としてしていること、「統ての人がま（人としての）引用者）覚悟さへ出来れば其れで宜しいのです」と言っていることがひっかかる。創えば、石川において結合していた精神的解放と社会主義論が、美諦になると意識をみせていたとかいうことではないだろうか。このことは結局、彼女の中で社会主義なるものがどれほど根付いていたかの問題になるのだが。

第二、三号にかけての男性の意見のうち、若野泡鳴の「青鞨」の全面的支持ともいうもので、自己の覚醒第一との立場から、男子の覚醒が必然的に婦人の覚醒の専らとなつてあらわれたと、「青鞨」への期待を述べる。後の二者も各々好意的な意見を述

べるが、阿部次郎が、「婦人問題の解決は女性自身の本質に基くべきである」と述べ、馬場孤蝶が意を社に向つて、「文学・学問のような高尚なことで外に婦人の就職、婦人のみの労働者のオルガニゼーションを造る方面にも力をせよ」と希望を述べていることが特徴的である。

高群逸枝『女性の歴史』

合計の提案

伊東満子

十月例会のときに、高群逸枝の『女性の歴史』(下)を中心として参加者全員でとりくむことになりましたが、提案者としてとりあげることにした動機・意図について簡単に述べておきます。

まず始めに、この合評会はもともと、「女性史研究の方法と課題について意見を交換すること」をねらって設けられたものであるが、このことについて少し説明を加えておきたい。

現在の合活動は、個々になされている個別史の
研究を促進することを中心となつてゐるが、これは
個別研究の成果を参加者全員が共有するという意味
をもつてゐるだろう。しかし、研究会として集つて
きているこの共同の場をより有効に生かしていくこ
とが考えられてもよいのではないだろうか。更に言
えば、研究会活動の全体として、理論面、あるいは
問題意識の面でも討論が不足しているのではないだ
ろうかと思ふのである。

私達が女性史研究をやるといふことは、女性問題
の本質について考えること、即ち女性の受けている
差別・抑圧の状況、またそこから解放はどのような
にしたらなされるのか、といふことについての考察
を抜きにしては、本業成り立たない筈のものだろう
と思ふ。(もちろん、ゆかつた上で始められるとい
ふことではなく、研究をすすめるながらその過程で模
索するといふことにもなるのだが。)だから、研究
合活動についても個別研究発表のみに限らなかつて、

より直接的に女性問題、女性の解放について語り合
う場がある方が、個別研究を豊かにし、更に大に広え
るものとなるのではないかと考え、合評会を設けろ
うとしたのである。

そのような意味をこめて前期は水田珠枝の『女性
解放思想の歩み』をとりあげ、賦だが、後期は何を
やるかという点については、我々の側に水田氏の提
起された問題をひきつけて、日本の近代史において
女性問題がどうであったのかをみるこゝが一つの方
向としてあるだろう。

女性史の通史といつても、井上著の『日本女性史』
や水田佐代子の『近代女性史』などいろいろあるが、
その中で高群達枝の『女性の歴史』は、それが彼女
の業績を最も良く表わしている作品ではないにして
も、一般的な啓蒙書として、専門家以外の女性に
感銘を与える所が大きい、と思われるのである。私
の狭い身近な経験の範囲では、彼女のこの書は歴史
を専門としない女性たちにとって、
女性問題考

るまっかけを与え、女性史への手引きとなっている。
私の経験だけでは信用できないと言われればそれま
てなのだが、良き啓蒙書たり得ているということとは
そこに人を惹きつけるものがあるからだろう。

その一つの魅力というのは、日本における女性問
題の発生・展開・消滅・解放への過程についての見
解の独自性が、女性の歴史には貫かれており、そ
のことはまた『招賢館の研究』にも見られる所では
ないかと思ふ。それだけに、彼女の叙述から女性解
放のイメージとそれに基づく女性史の方法論を学ぼう
とすれば、高野において女性解放の原点となる原初
母権制社会の時代から始めることが亦さぬしい、と
言えるのだが、近代史をアローバートとする私達は交通
の学書の場合には近代以後を中心的に検討し、必要を
限り近代以前の部分を見ようというやり方にならざる
を得ないので、その制約を念頭におきながらやって
いきたい。この本を校訂することが私達の課題意識
と方法論をより豊かにし、研究会での共通認識を

うことにつながるよう願うものである。

女性と少女マンガ

牧 貴

女性問題に関して私は今まで全くといってよいほ
ど取り上げられることのない少女マンガについ
て、私なりに女性史研究会の方々への問題提起とし
て書こうと思ひます。

少女マンガの存在というのは、世界に類のない日
本特有のもので、ですから日本の大衆文化の一つ
として外国と違う点をあげるとするならば、少女マ
ンガを取りあげてもよいのではないかと考えます。

この少女マンガの読者層というのは、ほとんどが
女性です。つまり、少女マンガは女性のために書か
れた女性権説の一つです。少女マンガが日本特有の
ものであり、普通の書物よりも強く女性に關係して
いるのに、今まで女性史の一環として取りあげら
れてこなかったことは、私には不思議に思えます。

少女マンガの読者層は、小学生から高校生まで、最近では大学生にまで広がっています。もちろん女性だけに。最近出ている少女マンガ雑誌をいくつか上げてみますと、『マーガレット』『少女フレンド』『少女コミック』など良く知られているものだけでなく、十数種あり、これが週刊・隔週・月刊・別冊・臨時増刊・単行本として発行されているのです。

少女マンガは成長期の小学生ころから読み始められ、中学・高校と読者が広がっていきます。ですからその影響というのは大変大きいのではないかと、私には考えられるのです。

ではこのように女性と癒着した少女マンガは一体どのような影響を女性たちに与えているのでしょうか。大衆文化の中にマンガをどう位置づけるのか、つまり定義づけが必要ではありますが、私は女性解放と少女マンガという視点から、自分なりに以下に列挙したようなことを調べる必要があると考えています。

① 少女マンガの歴史（内容の変遷）

② 少年マンガとの比較

③ 読者層の意識（少女マンガに接していない読者の女性たちとの比較）

④ 制作者（作家と編集者）の意識及び意図

⑤ 少女マンガの社会的な役割

また調査を始めたばかりの段階なので意識的なことは言えません。少女マンガが女性に与えた影響というのを考えると、一方でその中心となっている「自由恋愛」が封建的な結婚からの離脱を促進した反面、男への従順も、女が卑屈したり男のやるべきことをするとともに存慮も結婚もできない等の論理で、逆に強めていると思います。

少女マンガの内容というのは、少年マンガが根拠として暴力などは、恋愛が中心です。娘が好きになった男が親の意に入らず娘は家を出し男のところへ行くと、ついに親の方もおれてつまく収まるとか、女

が、間好で毎日学問に永けつているところに男が
現れぬ、男を好きになり、ついに學問を捨てて男の
よき妻になる。また、美人だがおてんばの娘がいて
いつもお世を困らせているところへ男が現われ、娘は
おてんばから一断して嫁うしくたり、二人はめでた
く結ばれる。大体少女マンガの内容はこれに尽きる
といつてよいでしょう。

少女マンガはこのように、一方で、自由恋愛しを
* 肯定し、一方で女の男への従属を肯定するものです。
そして私には、少女マンガはこの両面を替つゆえに、
は疑性があるように思われるのです。

女性史研究と私

— 研究会員となるにあたって —

柴田博美

私が女性史研究と取り組む問題意識の裡には、
いつも、「自分は人間として女性として如何に生き
るべきか」ということがあります。ですから女性史

研究は私にとって生きる上で必要不可欠なものと
つてよいかもしれませぬ。

學問は人生問題と直接つながらるものではありませ
んが、あるすばらしい生きた方をした女性を研究し、
彼女の思想・生活観・人生観を知ることは、私にと
つて大きな励みになるのです。このような問題意識
から執筆した私の女性史研究は、エリート女性から
心になりがちであり、思想史に片せりがちです。ま
た、念の基本方針である、「女性の問題を歴史学的に
研究する」ところからはずれるかもしれませんが、しか
し、女性の一生はまさに歴史の中で語られねばなり
ません。私は近代日本に生きた女性たちを研究し、
その一生を明らかにすると同時に、彼女を歴史の中
で大きくとりえ、日本近代史の中で彼女たちの位置
づけをしたいと思ひます。

私は今、それなりに力強く個性豊かに生きています。
家の姉妹下ちについて研究し、彼女たちの力強さ、
原動力をさぐり、また彼女たちが歴史に何を上えたの

かを考えていきたいと思っております。

たより

紙を披露してのせよ。♡

山村淑子

百休が終ってから今日まで、私直雨後と希望高
校（私は両方で講師を続け六年になります）の二校
で産休の確保と、産休明けの^後仕事の保障（講師は原
則として、一年契約で毎年四月に契約を結ぶものと
いう形をとっています）の問題をかかえ、学校との
交渉・産休期間の必要（講師）の確保・教育委員会
との交渉と、少し息がしい日を送りました。私と同
じ条件で働く女性がこれからこの問題にぶつかつた
時、不利なことになってはと思つと、責任を強く感
じました。先例になるわけですから。

結婚することを決意し、その生活に入、長時間で
は、まづ二人の研究や仕事を続け、発展させていく
ためには、どうした方がいいのかということが、主要

な二人のテーマ（今後主要なテーマであることは
変りないのですが）であり、実生活の中で、よ
りよい条件づくりをすること（試行錯誤のくりか
えしながらも）補償してまました。しかし、そのこ
とが即、社会的な私の行動に大きな変化を与え
たことは少なかつたように思ふ。勿論、二人で討論し
たことが、研究を通じて、^{たぐ}生きているとか、
生活の中で養われたことが、他の分野での行動の
エネルギーになることはありました。

今、私が「母親」として動き始めていることは、
これまでと違つた経験と、自信とを、私の中に注
ぎ始めたようです。一つの生命を産み出し、育て、
なおかつ、これまでの自分の生活を維持していくこ
とが、今まがよりも困難な条件をつくりだしてい
くことにつながるにもかかわらず、逆にそのことを通
じて、自分がひとまわり大きくなっていくことを感
じています。社会的な私の行動の中、^{は変化}
を与えています。産休（産前）の期間中、^{これま}

で見られなかった史料を見よための時間をつくろう
と計画です。

10月27日

♡——♡——♡——♡——♡——♡——

山崎 光子

前号の加藤朱美さんの女性史との出会いについては
とてもよかったです。このようなものを毎号く載
せていくことは、現代の（最先端の、ある意味では）
女性の一つの自分史を描く、初見にもなりうる
ものですから。ぜひ大切に読けていってほしいもの
です。そこからちよつと引用させていただきますが、
「生と性の分断」ではなく、「女と性をもつし
ながら、自己完結的な存在であるよりはむしろ外
へ向けて開く質をもっていることではないのか」と
いう大きな課題が出されていきなり、同時に今の私た
らにと、一人の人間かどれだ片具體的に、自
己の存在として、肉声化できるかだと思います。一
——女性史研究念といふ集まりが、会報が、あ

る人間に致教のように外へ、開く質をも——私が
ってゆけばいいのではないかと思えます。

10月5日

本の紹介

。外崎光広「高知県婦人解放

運動史」ドメス出版 一九七五年七月刊

（二千五百円）

一九七一年に高知市民図書館から刊行された「高
知県婦人運動史」に、その後の調査に基づいて加筆し
たものである。I. 自由民権時代、II. 天皇制時代、
III. 被占領時代、IV. 日米安保体制時代、の章立て
で、体制を支えた、体制に抗した双方の婦人の歴史
を記述しており、巻末に高知県婦人解放運動史略年
表を載せている。体制、反体制双方の動きについて
も、この書は題名に「婦人解放」と銘打つてあるよ
うに、近代一〇〇年間の高知県内における婦人解放
の動きを、全国的な運動として、図説で叙述すること
を目的としているのであるから、「婦人解放」への道

が軸となっているのであつて、またそれは、いきおい反体制の運動と重なり合つて論述されている。戦後の叙述の部分において、「婦人労働者の運動は労働運動史の一環として、あるいは独立の婦人労働史として取り扱うことが妥当と考えられ」と、婦人労働者の運動を際出しているのが注目される。

。大阪女性史年表（戦後編）

大阪歴史科学協議会 一九七五年八月刊
（千円）

大阪女性史研究会の編集で、『戦後大阪中』表紙の中に、大阪における教科書裁判支援運動史略年表、戦後大阪史年表、大阪文化財保存運動史略年表と共に収められている。石野謙三氏の「大阪女性史年表」を構成し、別のパンフレットによると、基礎的資料として朝日新聞を使い、会員各自がそれぞれ一年から五年の年表を分担して二年ばかりで完成したという。その間、共同訂議はもちろし、関係各団体や個人に年表原稿を送り、補正してもらっている。今

後つづけて戦前編を作成したいというから、私たちにけうれしい予告である。

編集室より

渋谷 ひろみ

＊ ッたよりッは常設ではありませんが、その程度掲載したいと思えます。会員・読者の皆様からのおたより、そして、たよりッへのお返事をお待たししています。 ＊ 今回より本の紹介欄を設けました。新しい本でも古い本でも、良い本、面白い本がありましたら投稿して下さい。 ＊ 合評会での高野連枝著『女性の歴史』の報告 扱は次の通りです。第四章（十一月）一、柘植 二、片野 三、加藤 四、伊東 第五章（十二月）一、大寺 二、山本・坂・染谷 第ナナ（一月）一、馬場 阿部 二、村尾

女性史研究会 会報 NO.5

発行日 一九七五年十一月一日
発行者 女性史研究会幹事会
連絡先 早稲田大学文学部庶務研究室

女性史研究会 会報

No. 6
1975.12.1

「青鞥」試練の時代

加藤 朱美

女性史に関する二つの感想

成田 龍一

村上信孝氏の論文「婦人問題と婦人解放運動について」の若干の感想

梁谷ひろみ

北村達治の恋愛観

伊藤 滋子

新刊紹介 / 編者さまより

十一月の予定

十二月二〇日 一時半〜三時 合評会

三時〜五時半 例会

報告者 大子恵美子

「青鞥」試練の時代

加藤 朱美

「青鞥」第三年の四号から九号までは、とりおけるべき作品は少ない。小説や評論はほとんど見られず、誌面は翻訳と短歌で埋められていく。九号は二周年記念号で婦人問題誌へと転換する時期であるが、社側の改正も予告している。この中で目撃しいものはもちろん、この時期「青鞥」は、政府、ジャーナリスト、民衆といつ三方からの攻撃に出会い、その水によって内部的にもかなりの動揺をきたしている。「青鞥」発刊以来、最大の「試練」に直面している。外部からの圧力はこの時はじまった試ではなかったが期待された研究会が会場を借りられ水が流産してしまったり、日本婦人在来の美徳を乱すものと

して啓蒙視庁から呼出しを受けたり、あるいは、また、らいて小の「内窓より」が熱帯になるという事態が統括するなかで（それらの事情は各号「編集室より」に詳しい）社内の動揺もおおいがた々存在しているようである。

この試練の時期を切り抜けるべく書か
れたらいて小の「扇ある窓にて」と野枝
の「染井より」は、二人の特徴が対照的
に表わわいて興味深い。両者とも権力、
ジャーナリズム（新聞）、民衆（俗衆）
を批判し、特にその重点が民衆におかれ
ているようであることなど共通している
が、らいて小は自身少しも動揺している
風はなく一貫して冷静に、社内の沈滞す

る空気を鼓舞すべく書いたようであるのに対し、
野枝は、内心の動揺を抑えるべく書いたものの
ように思われる。特にらいて小は自らも権力と
も知識人とも民衆とも違うものとして位置づけ
（野枝は、民衆とは言わず、「俗衆」として批
判している）「我々の真に恐れぬものは外なる
圧迫にあらずして内部に君も敵なること」は言う
迄もない」と言い、「真向より新しきものの上
に迫害を加へ、かくして新しきものも間持に刺
殺し、興奮せしむる上に有益なる権力者と民衆
のむしろ野蠻なるか如きを愛する」と自白するあ
たりは、当初より内的充実と自我の確立をめざ
すらいて小の「孤高」を感じさせる。二人はま
た、このような攻撃に対して外へ向かって働き、
かけるのではなく「今は強情に黙して」内的に

るのか、私には興味深い。その水は、その語
の歴史的な評価にも大きく関わり、こと
と思つたが――

女性史に関する二つ

感想

成田 龍一

近頃、このまわりでこの女性史研究会
をはじめとして女性史に関する発言が
ずいぶん盛んに行われ、また、その
中で、よくが感じられたことを二つほど述
べてみたいと思う。

一つは、女性史研究のもつ固有の困難
さとして、「家」の設置のむづかしさとい
うことである。会報の二巻にのつた伊東
滋子さんの発言にみられる様に、女性史

を学ぶ人々は、女性問題も考える為には女性史を
学ぶという動機をもつていよう。しかしながら、
女性問題のもつ生々しさ、強烈さを、そのまま
定着しえず、女性史ではなく、女性史と存って
しまう不肖を多々の人々は抱いているのではない
だろうか。へもちろん、これ^{ほど}の種な事柄
においても存在する性質のものであるが、女性
史には、この事が集約されて――はつきりとし
た形で、という方が適切であろうか――で
きているのではないかと思う。）、
現実には女性の力が収まっている過酷な状況があり、
男の論理が支配の論理であるということが明白
になり、その破綻が露呈してきている現在、在
されるべきことは多くある。そのことば、女性
史への要求をより一層強くしていつていると思

うのである。

しかし、では、その女性史に対するところの女性史は、すでに確立しているの
であろうか、歴史学の中で市民権を得て
いるのであるか、これは、まだ確立し
ていない、というものはあきらかである。

歴史学界の回顧とや課題と現状とい
った題のもの、どこを見ても女性史と
いう独立した項目は見出し得ない。

女性史に関する、この現状——女性史
への要求の強さと、それに対する女性史
の未確立——が、女性史の研究会の資格
づけを困難にしていると思う。本来なら
ば、学理的には、統合可能な女性史と女
性史が、今までできてきたような現状であ

るために、具体的な研究の場としては、相互協
調の二つの方向となつてしまつてある。すなわ
ち、まず女性史として、市民権の獲得をいとし、
発言の場をさずいていくのか、あるいは、女性
史として自らの課題を研究していくのか、とい
う二つの相互する方向となつていってしまつて
思ふ方が多い。繰り返して言うが、この女性史
と女性史とは、決して別のもつてはないし、本
来分離すべきでないものである。しかしながら、
現実の研究会の場では、女性史研究の現状に規
定されて、相異なる二つの方向になつてしまつ
のではないかと思ふのである。

多くの時間をさけない女性たちが、その貴重
な時間をどう、よりよく活用していくのか、
研究会を運営していくのか、という事は、非常

に困難な事であると感ずるものである。

女性史に関して感ずることの、もう一つの点は、女性史があまりすものか、強い近世主義批判、公式主義批判、教条主義批判であらうということである。これとて女性史にのみ限らぬのであるが、特に女性史において、この事を強く感ずる。自らの意見を大いにしようという意識と、今までの「開放」理論が男のみの「解放」理論であつたという事に対する批判とがあまりにも無視されてきたかの怨みとあわせて、にはあつたであらう。かつて、村上富彦氏の「女性史研究の課題と現状」という論文を読んだとき、この衝撃を、ほくは決して忘れえないであらう。

う。御多分にも水が、華々しい「解放」運動のしりことなつていたほかに、痛烈なパンチを加へた論文であつた。概念がわかりき、考へていく、頭ごつがちの発想を根本からつぎとすすものであつた。そして、最近の木田珠枝氏の原田二郎氏に対する反論である。「正統的」マルク又主義の立場から木田氏を批判した原田氏に対する反批判の中で、木田氏の論は、一々、公式主義がいかにも無力であるか、いかに現実から遠ざかっているか、そしてかえつて現実の動きをおおいかくすことにもなつてしまふということを示さぬでいった。教条主義、公式主義を、いかに無きまで批判していった。そしてここには、人々は解放さぬわばなやない、がしかし、それはすべて一律になさぬのでは

ない、程々具体的なコースがあるのだ
というところを、あつせこ示唆していった
のであった。公式的に概念でもって作り
きってはいけぬということも、述べられ
ていったのであった。

以上、非常に大雑把ではあるが、ぼく
が現在女性史に対して^{強烈}と感じている
ことである。一つめと、二つめの感想を
述べ、そして女性史と女性史とを統一
していく方向をさししめしこいるのが、
(先づきとして示唆してしまった) 本田琉枝
氏の「女性解放思想の歩み」であるとい
っては、この文の終りとして格好よすぎ
るであろうか。

△甚だ傍観者的な言辞を弄してきたが、

ぼくは、この女性史に基約的にありわさ水てき
た論点を自らの勉強の中に生かしていきたく
考えている。ぼくにとって女性史の再故郷で
あり、どう考えているかは、又別の機会に述べ
たい。V

村上信彦氏の論文「婦人
問題」と婦人解放運動に
ついての若干の感想

幸谷 ひろみ

今年五月より第三期の岩波講座・日本歴史の
刊行が開始されたが、七月に配本された第十
八巻(近代5)の中に村上信彦氏の「婦人問題
と婦人解放運動」という論文が取りられている。
今度の講座の中で一本しかないこの女性史の論

文については、いさ合評会を取り上げら
れることと思つた。問題提起の意味でこ
こにわたくしの感想を若干述べたい。
村上氏は論文のあとがきで次のように
述べている。「本稿では視点を巨視的な
立場におき、婦人問題と婦人解放運動の
性格を明らかにして、それが現実のなか
でどのような役割を果したか、あるいは
果しえなかつたかを考察することにした」
(「（視点は筆者による）」)
ここで「巨視的な立場」というのは、
第一章の第一節で述べられている、婦人
問題と人権問題と見る立場のことである。
そしてそれは、「婦人問題にも有産婦人
と無産婦人との区別があり、婦人運動も
人権運動と労働運動の二つに分れる」と

いう「定説」に対する批判として出されてい
る。また、「現実のなかでどのような役割を果
したか」を考察するというのは、村上氏の女性
史研究に一貫している。「生活史」の立場、
庶民女性史の立場をここでも表明したものであ
る。事実この論文は、近代の婦人解放運動へ
たいして婦人解放思想を、とれだけそれが庶
民の女性の現実の生活に密着していか、あるい
はそれがとれだけ庶民の女性の現実の問題をす
くいあげていたかを評価基準として分析してい
るのである。
では、そうした視点と方法でもって、日明若
女性史の全四巻を書きあげた村上氏は、ここで
大正期に挑戦して、どのような結論・評価を出
したのであろうか。

村上氏が下した評価についての問題は多い、と思う。しかし、残念ながらその一つ一つについてここで検討する余裕はない、というより、ゆたくしにはその準備がまだない。そこで以下若干の感想を述べることにする。

一つは、いままで否定的に評価されてきた婦人雑誌を、ここでは『主婦之友』を取上げずであるが、『歴史的雑報』を形成する庶民女性の意識が一歩でも二歩でも高まることに貢献したとして、これに肯定的、積極的評価を与えていることについてはある。ゆたくしは、婦人雑誌の女性解放による役割に注目し、これを歴史のひのき舞台に登場させた村上氏のやり方に反対なのではない。しかし、

この点で婦人雑誌が女性解放に貢献したのか、さらにはどの時期まで(から)なのかということについては、嵐命を分析、検討が行なわれていないように思う。女性解放にかかわる婦人雑誌の役割は、正・負両面であって、積極的なもののように、ゆたくしには思われるのである。

二つめは、婦人運動の評価に關してである。村上氏は婦人運動の歴史について、『史現可能』と思われぬものも追求しなげればなかなかつたに述べられているように、いわゆる「ブルジョア婦人運動」に對しても、『生活史』、『庶民女性史』の立場からして批判的なのであるが、だがどちらかと言うと、やはり無産婦人運動に對しての方が評価が甘い。それは上記の視点に加えるに、氏の婦人問題についての理解より来るもの、と思う。すなわち、村上氏は婦人問題に人

権問題に固守することによって、その批判の根拠を確立しているのがある。そしてそれは一面、従来の「女性解放史」の公式主義・教条主義を批判することになつていると、ゆたくしには思われる。

だが、どうした婦人運動の評価の上に立つて、どのような展望を村上氏はゆたくしたちに提示するのであるか。村上氏は、婦人問題の核心は封建的な家制度があるとはじめに述べているのだが、そしてそれは叙述の合間に常に強調されるのだが、その家制度ゆえに、「婦人問題の原点は農村にある」といふのもさしつかえないと、農村に着目していき。それは氏の今後の方向を示しているのだろう。しかし、ゆたくしは次のような疑問を、

ここで持たざるをえないのである。

それは第一に、このように家制度にはじまり家制度におつたのでは、婦人運動の成果は一体どこにいってしまうか、ということである。

第二に、それはこの当時にのみ当てはまることなのか、それとも現在までを射程に入れこの発言なのか、ということである。第三に、それは「婦人問題は資本主義の発達とともに姿を現わすようになる」と、家制度がこれほど永く生きつづけた理由は日本の資本主義の特殊な急激な発達に必要な支柱だったから」と、このように結びつくのか、ということである。

（時間がなかつたのと、枚数に制限があるために、大変苦足らずな感想になつてしまった。研究会での討議を待ちたい、と思う。）

北村透谷の恋愛観

伊東 滋子

創会の報告では、透谷の恋愛観を何故
とりあげたか、という前提の部分で終っ
てしまったので、ここではどんな問題が
あるかを既出の研究を参考にしたから、
簡単にまとめてみたい。

周知の様に、「恋愛は人世の秘鑰なり
、恋愛ありて後人世あり」(『小説』「厭世詩
家と女性」)と宣言して、恋愛が人間の
全存在をかけるに伍するものであること
を最初に認めたのは、北村透谷であつた
。「女性を遊戯的玩弄物」(『小説』「徳川氏
時代の平民的理想」)としてみることにし
か知らなかつた日本人に、恋愛の本當の

意味を身をもって示した透谷は、封建社会以後
根強く存在する男尊女卑イデオロギーを、最も
本質的な地点で拒否し、克服できた最初の人で
はないだろうか、と考える。この「最も本質的
な地点での拒否」が、直ちに前近代の克服「近
代の確立」につながっているのかどうかについては
留保しておきたい。何故なら、「透谷はブルジ
ヨア市民社会の結婚道徳である恋愛結婚イデオ
ロギーを拒絶した」という、透谷の「超近代性
」を摘する研究(作田啓一「恋愛観と家族観」
北村透谷と教本善治)「近代日本社会思想史
」(『新収』)が出ているからである。この問題に
ついてはまた後に触れたいが、ここでは当時の
様々な婦人論・恋愛論の中では「最も本質的な
地点」に至っていた、ということにとどめておく。

この透谷の恋愛観は、これまたよく知られている様に、明治20(1887)年夏における石坂ミナとの出会い及び入信、とそれに続く民権運動批判を直接の契機として生まれてきた。この恋愛は、翌21年11月の結婚へと発展するが、これが一応の成就にすぎず、結婚生活によって恋愛が挫折していったこともまた、透谷の恋愛観成立におけるもう一つの契機となっている。すなわち「婚姻による恋愛の挫折の問題」であるが、この点についての検討は後日にゆだね、今回は恋愛期に限って問題をまとめてみることにする。

さて、透谷にとってこの石坂ミナとの恋愛は、民権運動の敗北によって追いつめられた自己の精神的危機から脱出する

ことを可能にしたものである。民権運動の敗北から受けた傷の深さは、明治20年8月下旬の父快蔵宛書簡に「此非常なる敗軍を回復するの見込なしと信じて疑はず」と書かれ、同じく「生は我が未だ狂せざるを怪むのみ、白痴とならざるを奇とするのみ」とまで言わせた程のものであった。これに対して透谷は明治20年9月ミナと再会したばかりの頃、ミナとの交友が「生を救ひたる援兵」として、「能く生を助けて狂せしめざりし」というカをもったことを同書簡で振り返っている。このミナという女性は常日頃「此社会は尊敬す可き社会にあらず、財産を持ち名譽を負ふ人の如きは皆是れ土芥に比しき者なり、名譽もなく財産もなき杜快の男子こそ我夫と定む可き者なり」と透谷に語っていた(「同書簡」)という「反俗的な志向の持ち主

であった、ことか注目される。事実、ミナは透谷と再会する直前の7月14日共立女学校の卒業式で、卒業生徒の一人として「自由を張るに女子も亦責任あり」と題する演説をしている。恋愛観そのものについて、ミナは「日本の婦人から夫の仕方を知らざると喃喃と説き出せり」(Minaの手記「一生中最も惨憺たる二週間」)とあるが、これはちょうどこの時期盛んになつて来た婦人論、男女交際論の影響を受けていたことを示すものである。これらの事から、ミナという女性に当時の最も進歩的な思潮に対して、かなり自覚的であつたことが明らかなである。透谷とミナが「竟気相投したる」(1920年8月「父快風

宛書簡」という条件がここに揃っていることがわかるであろう。

さらに透谷がミナとの関係を「欧州風の交際」によるものだとして、「未開の頑民」たる日本人のそれとは「きり區別していることが恋愛」期の書簡では強調されている。明治20年9月4日付ミナ宛書簡では「日本人のラブの仕方」を「情欲」によるものだと批判した上で、「自分たちの恋愛について」「吾等のラブは情欲以外に立てり、心を愛し、望みを愛す」と精神上の結合を強調し、夫婦関係、女性観を批判して、新たなものを目ざそうとする明治20年代の改良的動向の影響を受けたもの、一般化(一般化)されている。透谷の恋愛における「人格的結合」の側面が、特に根本善治に代表される「プロテスタント的恋愛観」

の「パターン」であった、とするのは、前記の作田啓一の研究である。「霊的結合」「人格上の結合」も男女関係において、最も重視する立場をとっていた善治の初期の恋愛観と、透谷の恋愛におけるこの側面とは同一である、とされているが、この点については綿密な検討が必要ではないか、と考える。それは作田啓一によれば善治のアロテスタント的恋愛観を、ブルジョア市民社会の恋愛結婚イデオロギーであるとして、その点においては透谷の恋愛観と區別されている訳だが、アロテスタント的恋愛観かどのような内容をもち、「霊性上の結合」といっても實際にはそれが何を意味していたか、をより詳しくみていくことが、まず前提とし

て必要であろう。透谷の恋愛観が、善治のそれと區別されるのは、透谷の場合、恋愛を結婚と結びつけることを拒否したからだ、とされており、着眼点はユニークで鋭いと思うが、現在の所、この点について私の見解は保留しておきたい。私自身は、透谷の恋愛が「欧州風の交際」にもとづいていた点で、他の改良的婦人論・男女交際論と同じ質のものであったとしても、それが透谷にとって民権運動の挫折からのよみかえりであった、という点において他の恋愛観とは決定的に區別される、と考えている。

挫折からのよみかえりによって、透谷が得たものはこれも周知の様に民権運動の杜士を批判する立場であった。透谷は「有志者の酒上の議論、春楼豪放を聞くに忍びず、見るに耐えず」(H.L.「ミナ宛書簡」)と、民権杜士の女性に

対する前近代的态度を批判するが、それはかつて「実に数多くの婦人を苦しめて自ら以て快しとなしたる」(前出日記)自己を痛苦の念を以て、ふりかえることでもあった。透谷と善治の恋愛観の相違性・共通性は、民権運動をめぐり扱った二人が(善治は津田仙の『農業雑誌』編集に関係)、そこから何をくみ取つて以たかというその質によって決定されるのではないかと考えている。それがどういふものであるかはこれからの検討課題になるが、漠然と予想している所では民権運動の批判から「女性を単なる、好色の対象とせず、その人格全体を認めよ」という思想をとりだした、ことにおいて、二人は共通し、一方透谷は徹底的な体

制批判に、もう一方の善治は体制内改進黨^改へ向つた点において、相違するのではないかということである。透谷の恋愛による思ひは民権運動批判から更に「現世批判」の立場を彼にもたらした、と私は考えるのであるが、このことについての説明は一応省略する。この透谷の「反俗性」は彼の恋愛観を大きく決定する要因となつていふか、これこそが善治のそれから区別するものではないだろうか。今後問題となるのは、善治の恋愛観・家族観が欧米近代市民社会の結婚道徳そのままの導入を目ざしていたのかどうか、その修正であるとするればどういふ内容のものかということであろう。それは大きく言つてしまえば善治の恋愛観の内容如何によって、透谷の恋愛観が男性の女性観の歴史以上で、似非近代を裏の近代とするためのものであつたのか

それとも超近代であったのか、が分れてくるからである。

新刊紹介

○丁亮鑿著 朝鮮国女性運動史

高麗書林 九月刊 千四百円

○井手文子著 青鞨の女たち

海峽書房 十月刊 千二百円

○メアリ・ウルストンクラフト著 女性の権利の擁護

性の上・下二冊 清水書院 八月(上)・十一月(F)刊 各千円

○山内みづ目伝

新宿書房 十一月刊 千二百円

○田中寿美子編 女性解放の思想と行動

上(戦前編)・下(戦後編) 二冊

上(戦前編)・下(戦後編) 二冊

時事通信社 十二月刊 各千五百円

編集室より

＊今年最後の会報をここに送ります。七月の創刊以来、試行錯誤の連続でしたが、とうとう無事に年の瀬を迎えることができ、ほっとしています。

＊女性史研究会ができて三年になります。なんと「初々のコンパ(忘年会)」が来る20日の例会の後に予定されています。お楽しみに！

女性史研究会 会報 No.6

発行日 一九七五年十二月一日
発行所 女性史研究会幹事会
連絡先 早稲田大学文学部 鹿野研究室

女性史研究会 会報

NO. 7
1976.2.1

「愛国婦人会」研究の視点について

大寺 恵美子

女性史の課題と方法

村上信彦著「明治女性史」にふれつつ
阿部 恒久

近代日本におけるキリスト教の女性思想

片野 真佐子

女子高生生の進路

草川 剛人

一・二月の会活動について / 本の紹介 / 編集後記

「愛国婦人会」研究の視点

について

大寺 恵美子

「愛国婦人会」(以下、愛婦と略す)は、より多

く忠君愛国主義に基づく軍国主義的団体であるとみ

られているように思える。私達は「愛婦」といえばよく映画やテレビでみかけるように、兵士の送別の際に發揮される思想的強制力を象徴的に思い浮べるが、それは総力戦体制に入った昭和期のイデオロギが強いからであって、(もちろんその時期についても詳しくみてみなければならぬが)、それ以前の時期、とりわけ私が問題としたいと思っている創立の明治三十四年(時から大正期にかけては、その活動は必ずしも思想動員的なもののみとはいえず、むしろ慈善事業的色彩がより強く、より実質的なところにその主眼がおかれていたようにみえる)少し乱暴ではあるが、その設立意図のみを問題にするならば、そこには忠君愛国ということばはみられず、半襟一かけを節約して軍人の後顧の憂いをなぐするという、軍人家族の生活の安定ということがその目的として強調されている。実際にもその当初にあったのは「愛婦」の軍事救護活動といえ、金銭的援助であった。だが、それは長つづきしない。それ

は被授与者の自尊心を傷つけたし、何よりも持続性のない奥ゆきの薄いものだから、それ故に金銭授与は日露戦争後になると、活動自体の必然的な発展として軍人遺族のための授産事業（もちろんその該当者の大部分は婦人だったが）、すなわち縫物や刺繍、刺繍や、農村では各地の産物等の種々の事業にとつて代わられる。また、これも当然な要請であつたらうが、遺族婦人の就業のためにその子女を預かる保育事業にも手がつけられていく。さらには、それらの事業の延長として災害救助などの一般的な慈善に取り組む支部も出てくる。

では、「愛婦」の活動がこのようなものであつたとすれば、その活動の担い手であつた婦人の意識はどのようなものであつたのだろうか。私には幹部は別として、一般会員にとつては「忠君愛國」は入会の大名目ともいふべきものであつて、その後、断絶して意識されるものであつたにしても、活動を推進する動力はといえば、むしろ自然な慈善心に求められ

るのではないかと思ふ。

だが、日露戦争後すまらぬ出ていく殖産、副業活動（縫物、刺繍、各地の産物等、授産事業の内容に類似）、そこには富国のための殖産、副業振興をかけた社会改良運動の影響が色濃くみられるが、それはどう考えられるだろうか。

私はこういう殖産、副業にしても、富国という大名目の下にはあるが、「愛婦」の活動費の念出（中には有妻婦人の今後のための自己防衛ということもあつたと思ふ）というふうなところに、その活動の實際的効用があつたとすれば、一般にそれを富国協力にからめとられたものと思ふのは、あまり妥当ではないと思ふ。現にそれ以前にも、農村の支部では女子の自立のためというこゝで副業に取り組む支部も例外的にしろあつたし、またその活動費の念出のため副業をという主張は、「愛婦」の中に少なくはなかつたかと思ふ。

ところで、それ以外にも体制が強く要求していた

上のとして、強兵クのため優秀な子の育成や、家計は国家継承の基礎という位置付けからくる家計の緊縮といふことが挙げられるが、それらの評價にして、そのために必要とされた旧来の「内事」のやり方を払拭して、科学的・合理的な方法へと変えることそれ自体は、当該時期の婦人にとっては有用なことであつたはずで、婦人の行動性を増し、余暇を念出するために「愛婦」が日露戦争中積極的に推せんしていった家屋改善、自所改善とも並んで、たとえその実行は微々たるものであつたとしても、婦人解放とのからみで評価の要があると思われる。

また、今のこととの関係でいえば、「愛婦」をみるにあつてもう一つ重要なこととして、「愛婦」によつて初めて「内事」に専念していた婦人が大量に社会に進出するという状況が、しかも支配層自身の手によつてつくられたということが挙げられる。そのことのもつている意味は、現在私達が想像するよりより大きなものがあつただろうと思われる。

そのように考えれば「婦人の社会的成長」という視座も、もつと重視してよいのではないか。それはさておき、婦人の社会進出は同時に男女関係においても、旧来のような、婦人は何事も夫に従属するような関係から、婦人は男子と同等なものとして自主的に行動するようになるものへの変化を伴つてゐる。へこの辺のところは、千野陽一氏や深谷貞志氏の著作に示唆されたところが大きい。そのような変化がどの程度進行したかは、今のところ未知であるが、当然のこととして嫁賃の関係にも及ぼさるるをえなかつたらう。

以上、「愛婦」のおおよそについてみてきたが、その上にたてば、「愛婦」が「キリスト教婦人矯風会」の風俗事業に学べたことも充分頷ける。もちろん、だからといって「愛婦」が皇室を推戴し、国策協力のための体制主導の婦人団体であつたに委しはない。むしろ、この事実と今まで述べてきたような「愛婦」の奥態に異知はないのだといつて

とを明らかにすることが、私の「愛婦」研究の志図であるといつてもよいだろう。

ハッパレにしても、私の「愛婦」研究は緒についたばかりであつて、今大雑把に羅列的に略述に述べたことの上り実態に則した叙述は今後を待つしかない。

女性史研究の課題と方法

村上信彦著『明治女性史』に引れつ——

阿部 恒久

政治的無権利状態におかれていた民衆を歴史整理の原動力と見、彼らの生活の基層にふまえ、多面性ある能力の成長を描こうとする民衆史を考えていくと、どうしても民衆における「二重構造」なるものに眼を向けざるをえないのではないか、というのがこのごろ私のよく思うところである。民衆における「二重構造」とは、自由民権期を例にとつておれば、歴史の表舞台に雄飛し、やがて明治憲法体制に組みこまれつつも政治の一部を分与されて支配者として

立ち現われる豪農民権派（上層民衆）と、幕末・維新期における世直し騒動の伝説をもち、のちには一切の幻想を断ちきりられて被支配層として「地産の堂為」をつづけた自作・小自作・小作農・半プロ・職工・雑業者など（下層民衆）の二つの層が、多分に並列的に権力に対峙し、かつ内的に相対立して、前者が後者を「支配」するという関係をいう。

私がこのような「二重構造」を考ふるのは、一つは生活の違いであり、対権力的には統一してたち回す可能性をもちつつもそれを困難にする意識の違い、いわゆる「ズレ」の大きさを思ふからである。そして、私の関心は、後者にこそおかれ、彼らの政治的主体としての成長や多様な能力の開花の過程（それ。現今でも十分分与されていないことはいうまでもない）を明らかにしたい、ということにある。

このような関心は、女性史に対してもそのまま向けられる。浅狭な勉強によれば、現在の女性史の多くは、やはり「頂点的思想家」の思想・行動が、権

力側の女性政策の解明に眼が向けられているといつてよい。それは、種々の個別研究の集大成を目指している「通史」にもっともよく反映されているだろう。こうした視点からすれば、私の検討対象として第一にあげられるのが、村上信彦の通史的研究である。明治女性史であることは言を要しない。

明治期の女性史についてみると、量・質ともに、早明著女性史は現在までの到達点をなしているといつてよい。彼の視点は、上巻へまえがきにおいてこれまでの女性史研究のありかたを批判するから、ちで四巻にわたって示されているが、「女性史は主体性を女の立場に置き、女の生きかたを問題としている」(中巻前篇七五頁)ということであろう。このような視点にたつて彼は、さまざま人物をとりあげ、実際のまごかたを具体的に明らかにした。それは決して、突出した思想家や史學家にとどまるものではなく、「聞き書き」の方法によって、これまで埋もれていた底辺の女性をもとりあげてみせたの

である。

村上の早明著女性史は、その表面の評価に反して、じつは一つの「解放史」である。その枠組は、近世封建社会までもと数女長権の制限をともなう共同体の理が支配する社会ととらえ、明治以降は共同体原理から数女長権原理が支配するようになったと、したうえで、解放とはこの数女長権の解放制度からの解放であるとし、いわばその武器として、教育と職業の二つをあげている。

彼はこのような解放論をふまえて「女の生きかた」を具体的に明らかにしようとしたため、「本質的なものを強調し観念性を徹底的に批判する尖锐な解放史となった。しかし、歴史における観念性は批判的であらねばならない。その現実の役割は過少評価しえないのではないが、種本枝廬や福田英子、ナシヨナリズムの問題などを、彼は切り捨ててしまったことは、彼の女性史を極めて狭いものにし、解放の現実的条件を探るといいつつも、そのシグナグで

ダイナミックな過程を明らかにすることに不十分であつたと思へてならない。

、このような弱點は、彼の女性史と一般史との関連に於ける。自由民権期までは比較的よいのであるが、明治中・後期においては、政治史との関連が不十分であり、たとえば、政治史という、「帝國主義形成にともなう編成替え」といつた変化と女性の生活、生きかたがどう関連するのかが、それは大正以降本私化する自覚的解放運動にいかなる質を与え、条件を整備したかについて、不明なことは、そのありしれといえよう。

以上のような歴史的視角の弱點は、いわば個人史の「素朴」という方法によるところが大きいであろう。それはもちろん村上氏一人の責に帰することはできない。その方法の克服はこれからの研究者に課せらるべきものである。私はその一つの試みとして、「地方自治と女性」の関連を考へていきたいと思ふ。

一九三〇年七月、三〇歳以上の婦人に市町村会議

員選挙にかぎり選挙権を与えるという法案が、政府により提出された。これは高揚してきた「婦選」運動への反動的対応という面が強く、運動側もこれを拒否し、成立を見なかつたが、こうしたかたちでも選挙権が現実的になつたことには、市町村会レベルでその歴史的背景があつたといふべきで、一概に拒否すべきものでなかつたであろう。「明治期・新湯の米騒動における女房たち」(『歴史評論』一九七六年三月号掲載予定)で述べたように、明治期の米騒動における漁村の女性たち、行動をみると、明治の地方自治制のもとで女性は一定の自立性を得ていたのではないかと見られる。

私は右のような視點にたつて、これを史的に検討していこうと思つてゐる。

近代日本におけるキリス ト者の女性思想

片野 真佐子

近代日本における女性支配構造は、大がかりにみれば、公的には皇族國家観によるところの天皇の支配と、私的レベルでは家長制の大家族形態の概念的温存助長による家長の支配の統合型といえよう。この二重支配構造は、明治期の女学校教育の整備過程に、その姿をあらわしている。はやくも明治二十年に、初代文相森有礼は、家に仕えて家事を全うし、國家にたいしては、「貞節禮実ニシテ善ク國役ヲ務メ又善ク分ニ応シテ勤ク」に「善良ノ民」を育成する良妻賢母像をうちだしている。女性の生を、その家事育児能力の國家への収奪をとおして、支配せんとする、この「テオロギー」を、今、良妻賢母主義イデオロギーと呼ぶならば、それは、一般臣民の男性にたいする「忠孝」道徳の女性版として、おもに、中

産階級の子女にたいする道徳教育の形をとって、純粋培養されたのであった。

私が研究課題としているものは、この良妻賢母主義イデオロギーの構造およびその機能史態を明らかにすることと、それに抗して、天皇制絶対主義支配体制の構想する女性あり方、ひいては、国民臣民のあり方を批判し、権力に對抗する独自の女性像、人間像、社会像を探求する可能性をもっていたものを見出すこと、である。

今回の報告では、後者にいささかのコメントをつけた。具体的には、明治十年代後半から二十年代にかけて、いわゆる社会改良期になったキリスト教、二名、巖本善吉と田村直臣の女性思想をとりあげ、その特質、女性の地位向上に果たした役割、その限界を報告した。その子細については、報告書を参照いただきたい。ここがは紙面の関係上、女性思想史研究の方法論に関連して、報告および討論の過程が問題になった論点を二つ、整理報告するにとどめる。

その第一は、水田珠枝氏の諸業績、ことに「女性解放思想の歩み」においてまとめあげられた、近代市民社会を経て現代にまでいたる、家長制下の性的分業にもとづく女性の男性に対する隷属という所説を、近代日本にどのように導入すべきか、に關係する。すなわち、氏によれば、「宗教改革によって成立する一夫一婦制は、男女の性的分業とそれにもとづく家長の支配しを「貫徹」させる機能を果たした。この家長＝男性の女性支配の確立は、しかしながら、近代日本においては、契約結婚の理念、愛の強調、離婚の可能性の承認、大家族形態の解体等、女性の地位向上の具体的スローガンとして、現実的有効性を發揮した。こうした項目は、たとえその本質が一男性の一女性支配要求にすぎなかつたにせよ、多くの女性のカとなったのであり、また生活レベルに密着した要求として、国家による女性支配に疑問を投げかけ、先の実業家主義イデオロギー形成とは異つた道をたどつて、独自の活動を展開させる契

機となつた。私はそのあり方を根本を中心としてみたのであった。だがこれは、いわゆる保守反動の期、明治二十年代後半に挫折した。かれの行余曲折をみるならば、水田氏があきらかに切開された近代以降の性的分業による性支配構造を、一概に否定しきめることは何びともできないはずである。一個の男性による一個の女性の独占的支配を、渴仰した根本および女尊神統社の男女の差は、あまりにも新鋭であつた。かれらの底意種慢は、ともすれば、私の生活を憂念させる論理を構築して、明治政府の公優先の論理にたち向い入つたのである。家庭構想を原理的に転換し、家庭変革を完遂し、社会倫理を定着させたところには、いま西洋近代市民社会と、国家権力が社会領域をも独占していた日本とは、おのずかと、性的分業論の位置付けも異つてこよう。このちがいは、女性思想からはじめて近代日本を把握していく視点を提供すると考えられる。

第一は、対象の問題である。田村道臣は、「日本

の花嫁』事件以来、自己の主義主張をまげることなく、ゆすかな支持者とともに一教会にこもり、孤高の牧者として終始した。かれはキリスト者としての家庭論理をみずから貫いて、家庭国家観をもって弾圧の刃を向けた権力にひとり抗した。しかもかれの内面においては、キリスト教的契約結婚観をこえようとすする女性思想が自覚していたように思われる。しかしながら、かれがそのように志操を守りえたのは、社会と隔絶し、信仰に生きざるをえなかつたからである。近代日本における非転向の難しさは、ここにある。田村と、國家権力のキリスト教弾圧を前に徐々に後退し、ついには初期の思想の大半を捨てつつ、なおも女子啓蒙事業にいそむことのできた巖本と、いずれをどのように評価すべきか、これはすぐれて現代的な問題でもあるように思えてならない。

なお、巖本 の思想形成については前年盛報を参照されたい。田村については、實際に私は、いまこ

史料収集の段階にしかないとはいえない。

女子高校生の進路

草川 剛人

この二年間、非常勤講師として高校三年生と接するなかで気づいたことの一つに進路問題がある。インフレ下の不況がもたらす物価値上げと授業料値上げと大学卒の就職難は、高校生にさまざまな影を投げてかけている。

なかでも顕著な特徴として、男子生徒が従来からの自己の志望を貫くのに対し、女性徒には志望の変化——それまでの四年制大学への進学を断念し、短大へ、さらには手に職をつける各種学校へ、という変化が見られる。もちろんこの事実が全般的なものではないにしても、少しフッこんで話した何人かの女性徒の奥態を紹介しつつ、彼女らの置かれた位置も考へてみたい。

丁は獣医を志すまじめな生徒である。彼女は経済的な理由から私大を受けられない旨を、ある日切り

出した。そのため国立大を受けたいが、落ちたら働
まながらでも自分の志望を達成したいが、こういう
生き方をどう思うかと、私に相談した。Mは五人姉
弟の長女として姉妹の進学が控えているので、四年
制大学への進学を断念し、家計を助けるために幼稚
園教師への道を選んだ。Fの場合は一学期中、四
年制大学をめざしていたが、九月になって年老いた
両親のことを考えると就職せざるをえないと告げて
きた。私立短大でさえも彼女のめざした大学は、初
年度納へ金が三、六万円というものであった。この類
が一時期頭について離れなかったという。彼女は就
職して二、三年後に大学の夜間部に進みたいと、述
べていた。

休み時間などに何気なくかゆす会話の中で、「や
りたいことをやって生きていくことができれば、生
まますると、授業のなかで先生はいうが、家の人
と話す、女性にはそんなに教員はいらないとい
う父母の考えの前に、何か抵抗できないものがある」

という声もあった。

男生徒の多くが自己の志望を貫くために浪人する
ので、クラスの進学率という数字で見ると、女子の
進学決定率はかなりの率になる。

しかしその内実たるや、以上のように従来の志望
が曲げられてしまふ歴史が多いのである。理工系の
大学進学をめざす女生徒にとりては、まずは現実不
可能というケース、多い。しかしこの現実のなかで
も、彼女らは何とかがして自己の志望を實現させよう
と、相談しに来るのである。

現代の社会的現実にもまれながら自己の進路を
定しようとする時、それがたとえ意識的には低い幼
稚な 階であっても、女生徒たちはそこから自己を
通して、現代の女性の位置を見つめる一つの手段に
遭遇するのであるまいか。

進路未定にたくす彼女らの志望實現の努力を
通して、少しでも現代の女性の位置を捉かせるような
教員を、私は試みてみたいという気持ちで、二年間、

講師生活を終わって痛感している。(つづく)

一・二月の会活動について

一月一七日(土) 一時から三時まで合評会(高
群逸枝著『女性の歴史』第六章について)が、三時
より七時まで例会が行なわれました。報告者は阿部
恒久氏と片野真佐子氏で、参加者は一名でした。

二月二日(月) 六時より読書会が、『青鞥』第
三巻一・二・三号について、村尾昭子氏と柘植恭子氏が
レポートとなって行なわれました。参加者四名。

二月二一日(土) 一時から三時まで合評会(『
女性の歴史』第七章について)が、三時より六時ま
で例会が行なわれる予定です。報告予定者は馬場邦
子氏です。

△本の紹介▽

丸岡秀子著『婦人思想形成史ノート』(上)

ドメス出版 一二月刊 千三百円

エメリン・パンカーストのわたくしの記録(平井栄
子訳)

現代史出版会 一二月刊 二千五百円

愛知女性史研究会編『戦後愛知女性史年表』

一二月刊 八百円

* これから刊行の予定のものに、『日本婦人問題
資料集成』全十巻(ドメス出版)があります。その
内容は次の通りです。 子価、各八千円

第一巻 人権

編集・解説 市川彦枝

第二卷	政治	同	市川房枝
第三卷	労働	同	赤松良子
第四卷	教育	同	三井綿友
第五卷	家族制度	同	湯沢雅彦
第六卷	保健・福祉	同	一番ヶ瀬康子
第七卷	生活	同	丸岡秀子
第八卷	思潮(上)	同	丸岡秀子
第九卷	思潮(下)	同	丸岡秀子
第十卷	資料(年表・文献・資料)	同	丸岡秀子 山口美代子

△編集室より▽

＊ 国際婦人年第二年目に当る一九七六年に際し、ここに最初の山が女性史研究会「会報」をおとどけします。一月は種々の都合により休刊させていただきましたが、今後はまた、月一回発行の原則を守っていききたいと思っています。

＊ 郵便料金が値上りの折、このようにご厚意を

って、郵送料に伴う経費のかさみが心配な方が内容々にはかえらけません。今後はできるだけ手渡しの方法によって、政府の圧力(?)に抗していききたいと思います。より一層の御多様を

＊ 一二月からまた新たな会員を迎えました。古郡武さんという好青年です。

＊ 一二月二〇日、予告通り初の大会が開かれました。このところ男性会員が少えています。が、しかし、予想にたがわず、ここでは女性軍が優勢で、女史研の「健在」バリを示しました。

女性史研究会 会報 No.7

発行日 一九七六年二月一日

発行者 女性史研究会幹事会

連絡先 早稲田大学文学部 鹿野研究室

女性史研究会 会報

NO. 8
1976.3.27

例会より

農村婦人問題を考えるために

馬場邦子

合評会より

高群逸枝「女性の歴史」(下)の合評を終えて

山本千恵

読書会より

日青路「——」の女性文学の発達から「女子の覚
醒」へ

染谷ひろみ

一九一五年一月より一九一六年二月までの日青路
について

村尾昭子

三月の会活動

二七日 一時より 例会

二九日 六時より 読書会

農村婦人問題を考えるた
めに

馬場邦子

第一次大戦後のわが国の資本主義の発展—そ
れは農村の犠牲の上に築かれたものといわれる。一
方、都市においては大正文化と呼ばれるはなやかな
消費文化が開花した。まず、村からは若者が都市を
さして走るようになった。農民離村が飛躍的に増加
するのは、満州事変以降、軍需産業の急激な膨張期
であるが、それ以前においても離村者の増加が農村
に与えた危機感は無視できないものがあった。それ
で農村は都市に対して、文化的に遅れたまたは取残
された農村として対比される。それ故に生まれる農
村人の都会生活への羨望、嫉妬、怨恨、それらの風
折した結果として土への回帰……。およそこうし
た農村が「都会のモダニズム」に反発し、それが「ア
シズム」への過剰となつてゆく。(岩波日本歴史9
山本論文)というのが通史的理路となつてゐる。都

市のモダニズム文化は繁榮してもそれが農村には波及しなかったとされ、そのモダニズムからの除外は、フアシズムの濫用化とされるが、果して農村にもモダニズムは及ばなかったのであろうか。

農村の雑誌『家』の光田は、大正一五年の創刊以来、農村婦人問題、生活改善等に関する記事も多く取上げていくが、昭和五・六年以降、ことにそれが顕著となる。昭和六年一月号、『昔の女』今の女』座談会において、『何かの形でモダンな物を村に取り入れようとするのは時代の精神ですわ』と一出席者が発言しているが、そのした傾向はいささかも止まることになかったらしく、昭和一二年七月号では『生活改善に修正の声おこる』と題した記事で、『都会の生活改善を農家の生活改善へそのまままもつてくることはできない』という声の出るほどであった。『何かの形で』、すなわち都会の都会化、モダン化という形で、都市のモダニズムは漸次農村にも波及しつつあったのである。前近代的地制度や社会慣

行へことに家族制度の存在と貧困という大きな壁にははまれながらも、生活上への要求という形で農村大衆はめがめつつあった。それは鹿野先生が大正モクウシー文化の指標としてあげられた『生活の価値化』ということの延長上にあつたといえよう。

大正末期の農村を考えると、こうした事実をますかまえることが必要である。このことは農村婦人問題にとつても同様であろう。生活の近代化すなわち生活改善ということが婦人会活動に大きな比重を占めるようになる。そこには農村婦人の一定程度のめがめを伴つていたと思うのである。

つまりないつまりないと言つてゐる中に農村はほろびて行きます。そして農村の若い男女は都会へととび出して行きます。——農村の更生の爲にも私達女性の力が大切です。目覚めた農村婦人の活動も要求してゐます。ほんとうの理想村の建設には単に男の方ばかり頼り過ぎては到底駄目です。私達が新しい希望をもつて

男の方々と力を合せて新農村の建設に力を努めよ
わは農村はいつまでたっても更生する日は来な
いでせう、若し農村の女性の覺醒が必要です。
趣味も知識も要らぬと言ったのはもう古いとい
言葉です。

(昭和四年四月号、日読者談話室「田園の乙
女より」)

このような声の向かうの方向をたどるならば、ま
ず家庭内においては、夫が一切を握る家政への参画
要求から始まる。計画的、合理的な家政管理、その
上での勤儉節約、新しい作業服の着穿、共同作業、
副業の収益でかまごや台所の改修、農事期共同仕事
と託児所、村の健康、衛生管理へと発展する。いま
た社会的にも経済的にも障害の大きかった農村の場
合、家の問題も村の問題も共同で実践に移すことが
必要でもあり有効でもあった。そこに処女会、青年
の活動分野が開かれていたのである。経済更生期以
後、婦人、青年の活動が社会化するが、その多くは

このような「生活改善」という生活の周辺からの立
ちあがりであった。

大正末以降、恐慌期、戦時体制期にも一貫して止
まることのなかった生活の向上、生活の近代への潮
流、そしてこの時期の農村、あるいは農村婦人問題を
考察する上で、まことに把握しなければならぬ事実で
あると思ふ。

高群逸枝「女性の歴史」(下)合

評を終えて

山本千恵

十一月から四回にわたり、高群逸枝の「女性の歴
史」(下)の合評をしてきた。

下巻とは、「女性中心の社会」「性の牢獄」「解
放のあけぼの」「労働婦人の世紀」の四篇のうち、
「解放のあけぼの」以降であり、明治維新期からが
それにあたる。

はじめ私は、合評会そのものに余り関心がなかつ
たので、出席できない事も多かったのを幸いにして

いたのだが、この機会に、私なりに逐枝の方法論を
考えてみようなどと、最後になって兵衛に合評会の
まとのをひきまうけたのがいけなかった。問題を論ず
るにも、材料が多すぎ、一応は千ページの書のもの
かにすべて盛りこまれている感じである。例会でも
言われてきた、この本の「ゆかりにくさし」「羅列主
義」の弊といえようか。

とりあえず、主な問題点だけここにまとの、あと
は各報告者の補足をあらためてお願いしたい。

まず、全体の骨格として眺められることは、

① 原始への回帰　　――　これは彼女の古代研究に
根拠と出発点をもつ論であり、根幹であると考えら
れる。が、それでは、未来の社会の差異はどのよう
に考えられているのか。

② 新アジア主義の視点　　――　人々文明や宗教は東
方が主み、ヨーロッパで完成され、ついでヨーロ
ンパ文化が世界をおおうが、その逆のコースによって、
こんどは新東方なしし、新アジアがつけられるので

ある。(全集、九一大頁)とする彼女の視点は、開
国の最初、日本の近代化の夜明けの時点で、すでに
ペリー来航の事態そのものを、象徴的に、アメリカ
の植民地政策基地としての意味において把握させるも
のとなっている。そして、第二次大戦時の日本の「
嵐の暴進」をも、人旧アジア的宗主となるつとしヨ
ーロッパを宗主とおおぐ悲劇として認識させた
のか、その視点は、どこから生まれたのか。

③ 高群逐枝の近代史観(材料と記述の問題)

X X X

④ 原始への回帰

彼女は原始の母性教時代を次の特徴でまとめて
いる。

① 共同体的社会である。

② 母子保護を手始めとする母性教的制度の実現。

③ 差別人類のない自然性発露の文化をもつ。

④ 生産者の近代である。(女性も生産者であり、

生産者が自己の風俗、習慣、制度を持つ)そうして

現代は、(七章参照) 労働者であることを常態とし、過渡的主婦専業主婦社会的労働と観る段階へ、
労働婦人が女性の常態となる社会、つまり労働の世紀Vであり、それこそ、復原始的な社会へ進みつつあるというのが、彼女の論理である。エレンケイ、コロンタイ両方の批判にみられるように、生産者と母性との結合こそがめざされているといえる。

それは、「共産型の経済性と母系型の族制を有する原始共同体の高次の形態での復活」であり、原始的な土地制から男女個人の私占の段階へ、次に家長土地制によって各戸別所有確立のものが土地制の歴史を逆にしていくような歴史を新中国の改革にみている。(一〇〇八頁)

だが、その彼女の見取図も、古代女性史の場合には、その研究内容で古代史全体への挑戦となっているのに近代女性史の場合には、叙述が平面的であり、あるいは深層の運動史をつかんでいないために、近代史の枠組みの中(鹿野氏)へと流れるだけになっ

てしまっている。そのことはとくに、現実の道徳をになつる層への視点が弱いことにもめられよう。
「労働婦人の世紀」のはしがきで「現代のヒロインである労働婦人のこんにちまでの歩み」という表現があるが、戦後の女性史の新しい特徴としての労働婦人部の運動に関しては、なんら叙述はなく、「婦人運動の最後」としての主婦による「婦人運動」へ向かってしまっている点、不可解である。

② 新アジア主義

新アジア主義ということばは、第七章になって出てくるのである。そしてその内容は、西洋帝国主義をはねかえし、東洋または世界各地の植民地解放の契機をなすものとして、歴史の新生として示されている。日本の文化路線のおかした朝鮮およびアジア全体への罪業を直視する「免赦の姿勢」には驚かす所が大きい。しかし、免赦自身、近代をめぐりきれた人間というよりは、基本的な思考に傾斜した、むしろ、古代女性史的な面を持つ女性ではなからうか。その弱点

が、アジア的体制へ対する視界の曖昧さとして現れ
出ているようである。

そのことは、大アジア主義をめぐる孫逸仙と日本
人との交渉のこいちがいを描きながら、戦時下にお
けるアジアの女性との交流、その自他の生老、歴史
の認識に觸れられていない点、単なる叙述の問題以
上に、当時の逸枝自身のありかたの問題としてかか
わってくるようである。

逸枝の日記に、八月十五日敗戦の日は何もかかれ
ていないこと、その後も八月十五日がくる度に、そ
れは黒丸が記されるだけであることを考えると、彼
女にとっての八・一五評価は複雑なものであった言
である。

高群逸枝における共同体意識と天皇制観を考へる
とき、それは「男性支配の指摘の明瞭さと天皇支配
の指摘の微妙さ」(鹿野説)としてあるのである。
戦後削除された「母系制の研究」の旧版三頁(昭和
十二年発行)において、「偉大な日本父系の遺取

的存在感こそが、凡ゆる異族愛族を婚姻により戸
に目系下に統合させた」とした認識と、戦後の逸
枝はどのような関係にあるのか。

六章以降も、戦時を描きながら、嵐の中の「女性」
の姿には、地域婦人会、国防婦人会、戦後の守りと
しての女性の生産活動、進歩的な女性のそと
まの姿勢など、どんな態度であれ、何一つ叙述され
ず、全く、殆んどぬきうちで戦後の「解放」を大前
提とした叙述に陥ってしまっている点、まことに恣
意的、非科学的な叙述といわなければならぬ。

強いて考へるならば、その非科学的な叙述と、新
アジア主義への崇拝こそが、彼女の戦時への贖罪と
思われる。

② 高群逸枝の近代史観

① 「フジヤマとケイシャガール」日本の過剰外
交に「きき者の貴婦人化」等にはじまる日本の近代化
をとらえる点で述べられている。だが、史料の選択
分析にはやや断片的性があらわれ、裏面に欠ける面も

ある。「女子改良」の風潮の分析も、「歴史館要請」の所産にすまして良いものだろうか。

また「家父長制の停滞の致す社会」という日本社会のとりえ方の大枠について、高群は近代日本を家父長制再編または強調による日本式絶対主義政權の存立と分析し、この点について女性の問題と社会史政治史とを対照しつつ記述をすすめているが、その場合、権力が、女性層を、政權の維持または強化にどのように利用したかを、女性における階層分化とのかかわりで論述していないように思われる。日本社会の停滞性を指摘し、家父長性の強化を再編という形でとらえ、さらに西洋、中国と比較検討するといった大きな構想には必ずしも欠かぬところがあるが、(この項、片野氏レシメによる)

① 明治維新期の叙述、分析の基準に関して、逸枝は、維新がどこからきたかの答えとして「結果的に」わかかったことを述べた。そしてこの「結果的に」と同時にその問題解決のナギともした。維新は封建権

力派が必至的な国際的要請のなかで「結果的に」行った自己防衛にすぎなかった」と。(五二頁) 維新の自衛説にも顧みられねばならない点がある。一般的に言えるが、アジア的テスホソリ制の、一応の家父長制および農村の家父長制的共同体に、応ずるものとしてとびえたち、これが近世的な絶対王政に適合し、しかも世界に無比の専断地主制に支えられている点、明治政權が、官僚、軍隊、警察でなりたつて、「民心を以て戦慄せしめよう」とする封建政權の姿であった(五二頁)とする評価は正しいだろう。けれども、後半、日本女性の自衛論戦として、(1)維新の貞女烈婦型 (2)民権運動、奥学派、科擧立志者たちの文明開化型をあげていながら、深層にせまって女性史の上からは近世と近代の線はどこにもいさじにしていないのである。(江戸末からつは、エサ働の封建性)がアジア的体制の面から述べられていくにすぎない)。

『青鞜』——「女流」文壇の覚醒

森谷 ひろみ

創刊二周年を迎えた『青鞜』は一九一三年の一月号に、その母胎である青鞜社の規則変更を發表する。この年一月、世評を遂にこつた「新しい女」宣言を行い、その後エレン・ケイやエンマ・ゴールドマンの紹介を積極的にするなど、すでに純文藝誌からの裏面的な脱皮をとりつつあった『青鞜』は、ここにその社規改正という形で明らかにしたのである。そして、社規の目的は「かゝる文壇の発達を計り、各自天賦の特性を發揮せしめ、他日女流の天才を生まむ事」から、「女子の覺醒を促し、各自天賦の特性を發揮せしめ、他日女流の天才を生まむ事」へと変わった。

では、「女子の覺醒を促し」とは具体的にどのようなことであつたのだろうか。らしいところはこれを次のように言っている。「これ迄のやうに只直身自分

の癖ばかりではなく、全く他人の爲めに、他人を、手とし、他日の思想の誤りを正す爲めに、他人に自分を正しく理解せむがために、社会が一般婦人というものに対する誤った先入觀念を打破せむがために筆を執ることも屢々あるやうになつた（『青鞜』の感想）、一九一四年六月号）。この文章は、らしいやうがいままでの自分をふりかえつて、「内」から「外」へ自己を向はせ、社会に対し積極的発言をしていく経過を述べたものである。

一九一四年十二月、らしいやうは「独立する」に就いて西報に『青鞜』に掲載した。この内容は、農村博との戀愛による共同生活開始の宣言である。女性を抑圧するものが何よりも家父長的家族制度および道徳であつた時代に、らしいやうはこの制度、道徳にとらわれない自己の行動を、プライベートのうちにつつものではなく、公表した。それは社会に対する大胆な挑戦であつた。そして、「女子の覺醒を促す」一つの方法であつた。つまり、自己の思想と生活

と一致させようとした。こうした自衛的態度の表明は、決して啓蒙的ではないだけに、それゆえにまさに同性の覚醒を促す力となりえたのではないかと、わたしは思うのである。

「女子の覚醒を促す」ということは、また、いづゆる良妻賢母論者に反論し、婦人解放論者を尊ぶた啓蒙教を批判してその仮面をはぐこともなっている。嘉悦女子・武者小路実篤（以上、一九一〇年一月号）、西川文子・一木文相（以上、一九一四年五月号）、中津臨町・早川鐵治（以上、一九一四年六月号）などが次々にやり玉にあげられた。それらは独立した論文というより、感想・編集室の蘭にのることが多かったが、皆熱をおびた鋭い批判となっていて、エレン・ケイやエンマ・ゴールドマンの思想が、自己の生活とのかつとつの中で、次第に血肉化され、この論戦を支えている。

『青鞜』はこのように社則改正以後、婦人問題と正面から向き合っていた。「日本文学愛好の女子」な

らばよいという集団から、「社の精神やその仕事に自己の生命を見出し、その集団へ交っていた。一般に文芸誌から婦人問題誌への転換と評価されるこの社則の改正は、確かに「自己を解放せよとする最終のロジック」（『編集室より』、創刊号）に近づくひとつのステップであった。

しかし、「今残っているのは其（发起人）の中で私一人になった」（『編集室より』一九一四年五月号）とらいつが「バやく」ように、『青鞜』のこのまでの道のりは楽ではなかったし、また、今後の課題も大きかったのである。

らいつは毎週罪の問題を論じる中で、「私にせよ青鞜社の他のものにせよ、今の処では婦人問題の思想的方面——内生活の解放といふやうなことに多くの力が奪はれて居ますので、実際方面に属する法律上のことにまではまだ及んで居りません」（『編集室より』一九一四年三月号）と述べているが、らいつ自身にしても、のち新婦人協会を結成して婦

人の諸権利の恢復運動にたれさゆる位置からは、
まだまだ遠いところにいた。

一九一五年一月より一九一六年二月

までの『青鞥』について

村尾昭子

『青鞥』が平塚らいてうから伊藤野枝に譲り渡さ
れたのは、一九一五年一月（史實的には一九一四年
十一月より）のことである。これ以後一四ヶ月間、
『青鞥』は野枝の手によって編集され、巷へと送り
出されていくことになる。ここではその間の『青鞥』
について気のついたことを、いくつか述べることに
したい。

まず最初に断つておきたいのは、私は『青鞥』
を必ずしもらいてうから野枝へというコースで考え
るものではない。それ故、一九一五年以降の『青鞥』
を野枝個人の側にひきつけ、そこから追うのはは

く、読面に凝縮された一四ヶ月間の女達の生命の燃
焼か何を語りかけ、又、そこで生まれたものが當時
どのような意味を持ち、そして更に挫折しなければ
ならないとしたら、その原因は一体どこにあったの
か、そうした追求のされ方が必要なのではないかと
思うのである。勿論、編集者である野枝を全く抜き、
にして考えることはできないが、従来の研究が『青鞥』
の終焉を余りにも野枝個人の問題という次元で
のみ捉えているようで、私は疑問を抱かざるを得な
い。

次にその内容として以前と異なるものに、野枝の
単独編集となったということがあげられる。彼女は
『青鞥』を引き継ぐについて「（一九一五年一月）
で、これ以後はすべて社則を撤廃することを宣言し、
「無規則、無方針、無方針、無主義、無主張」、た
だし原稿選定はすべて野枝に一任されたいことを述
べている。しかし、ここには井手文子の指摘通り明
らかな矛盾がある。野枝は無方針、無主義で出し

ていこうとするが、原稿整理は野枝個人に任せられ、そこには野枝の主観がはいり込んでいるから、無主義雑誌であるとは言えない。又、「雑誌」というのは何かしら自分の考えを発表する場であり、その機能からしても無主義であるとは言えない。しかし野枝の真意をその前後からさぐるならば、誰でもどんな人でも何でも自由に自分の言いたい事を言える場として「青鞥」を提議しよう、ということだったと考えられる。発表の場が現在程多くなかった当時、女性が自分の考えを何でも自由に発表できるというのはそれだけでも意義が大きい。発言をより広く求め、又その場を確保しようとした点において、この試みを評価したい。

そしてこれ以後、「青鞥」は女性にとって多く問題となり得る身近な例を問題提起したと言つてよい。読面は恋愛と性の問題、貞操問題、墮胎問題、避妊問題、女子教育についての翻訳、麻鳩運動の問題など埋められている。又野枝自身も一九一五年八月

と翌五月一月、「青鞥」を問題提起の場にしようという呼びかけを行なった。読者の反応は割合に早かつたらしく、墮胎に関する原稿を募集した際も、五月かなり集まったことが記されており、読者の問題への関心によせ方が理解できる。しかし又一方ではこれらに対し官憲の目は厳しく大月号は墮胎肯定論揚のため禁禁に処せられている。即ちあの当時日英協也墮胎の是非を問うことそのものが、社会秩序体制への挑戦であったとも言えるのだろう。

最後に経営に関して介かった疑問だけでも解れておきたい。雑誌の発行は殆んど毎月のように遅れ、禁禁処分を受けてからの経営はかなり苦しかったらしい。「編集室より」にはそのおめびと翌月への均負が毎月載せられている。雑誌の紙質は著者、読者は増え、頁数も減ってきている。そして又、一冊三、四冊を誇った発行部数も次第に減少の途であった。即ち読者数の減少である。女性なら誰でも問題となり又関心を抱いているよう

なことを提起していながら、読者が減り、経営が苦しくなつていくのはなせだろう。又、例え野枝一人の責任編集にもせよ、それを補佐する形で人がいたならば（野枝が一九一五年夏に九州に帰省した時、生田花世が編集をひきうけてはいるが）、野枝の去つた後何らかの形で『青鞜』もしくはそれにづくものが発行され得たのではなかつたらうか。

以上氣のつくままに二、三あげてみた。読書会を通じてこのような私の疑問がとけることを望みたい。

編集室

* 例会を前にしてやうといまこれを任じたところですが、ホツとしています。

女性史研究会 会報

NO.8

発行者 女性史研究会幹事会
発行日 一九七六年三月二十七日
連絡先 早稲田大学文学部 鹿野研究室

〈四年目を迎えて〉

女性史研究会

この4月で、わたしたちの女性史研究会も4年目を迎えました。「女性史研究の場をつくろうと、"小さき旗上げ"をして以来3年の月日がたったわけです。

クループ報告をした1年目、統一テーマを設けた2年目、研究会員制度の下に個別報告を中心に、合評会、読書会、会報の発行と、会活動を多様化した3年目、ふり返ればその歩みは試行錯誤の連続で遅々たるものでした。しかし、わたしたちは、いまそうした結果、わたしたち自身の道を見つけ出したのではないのでしょうか。

今年の会活動の柱は前年につづいて、例会、読書会、合評会、会報発行の4つです。つまり例会は会員各自の個別研究の交流の場であり、読書会は資料講読を中心とした共同研究の場であり、合評会は論文集作成に向けての会員各自の向題意識や研究の視角及び方法を討議する場であり、会報は研究会活動の成果を形に残し、また内外に知らせる場であり、わたしたちはこれらの諸活動を通して女性史研究の発展を図ろうとしています。

また今年はいままでの幹事会制度に代わって、会員が原則として全員会活動の運営に参加する方式をとりました。別項に新役員を紹介してあるのはその結果です。しかしそれは責任の細分化ではありません。このねらいは例会、読書会、合評会、会報発行の諸活動がそれぞれ自立することであって、その責任を全員が分担したということなのです。つまりわたしたちはそれぞれ完結性をもった諸活動を相互に結び合わせることによって女性史研究をより充実させようとしています。

わたしたちはわたしたちの豊かな感性と問題意識を大切にして、そして日本近代史において女性の問題を研究していきたいと思えます。(文責 染谷ひろみ)

女性史研究会会則

1. 本会は日本近代史において女性の向題を歴史的に研究することを目的とす。
2. 本会は前条の目的のため例会の他、読書会、合評会、講演会などの活動を行い、また『会報』を発行する。
3. 本会の会則にしたがい、会費を納入するものは会員となることができ本会のすべての活動に参加できる。
4. 本会の会員で例会において研究報告の義務と権利を有する者を研究会員とす。
5. 本会の運営には原則として会員全員がこれにあたる。

尚、追加補足として以下の事柄が確認されました。

- 例会の期日は毎月オ3土曜日(当該日が祭日の場合にはオ4土曜日)とする。時間は1～3時を合評会、3～5時を例会報告とする。
- 読書会は毎月オ4月曜日(当該日が祭日の場合にはオ5月曜日)、6～8時とする。
- 例会報告者は前の月の例会時に各自の研究テーマとその報告概要を、参考文献をつけて手渡ししなければならない。
- 資料代、会場費代、連絡費代、会報郵送費などはすべて会費より出すものとする。又、資料代については一枚最高10円まで請求することができる。
- 会員以外でこの『会報』入手を希望する者は、郵送費半^年300円の納入を要する。但し、手渡しできる場合においてはこの限りではない。
- 『会報』の発行は毎月オ3土曜日、例会当日とする。

—以上—

ウラにつづく

<新役員の紹介>

- ・事務局 柘植恭子, 村尾昭子
- ・例会責任者 柘植恭子, 山本千恵, 古郡武
- ・合評会 片野真佐子, 阿部恒久, 馬場邦子
- ・読書会 染谷ひろみ, 大寺恵美子
- ・会報 加藤朱美, 村尾昭子
- ・会計 牧貴博, 柴田博美

<本年度年間スケジュール報告者名>

- 4月 加藤朱美
- 5月 山本千恵
- 6月 牧貴博
- 7月, 8月 休み
- 9月 柴田博美
- 10月 柘植恭子
- 11月 村尾昭子
- 12月 大寺恵美子, 阿部恒久
- 1月 古郡武
- 2月 片野真佐子
- 3月 染谷ひろみ, 馬場邦子

次回読書会のお知らせ

4月19日(土) 6~8時
早大文学部鹿野研究室
『青鞥』(大正3年11,12月号)
報告担当者 片野真佐子
大寺恵美子

<4月例会報告について>

4月17日(土)3時より加藤朱美さんの「家族制度」についての報告が予定されています。これは昨年以来の研究をひきつぐものであり、「女にとっての家族制度的糧措がどのように形成され、浸透していったのか」という一貫したテーマの追求を示しています。殊に、今回は、明治初年より10年頃までの先例(民法施行前のもので判例のような性格をもつ)のいくつかを検討することにより、この時期の女性の家族関係的な状

況と、それに対する政府側の判断(民法の形成過程)とをみていきたい、とのことですので。

||編集室||

・会則改正の『会報』を加藤朱美さんと、私(村尾昭子)の2名で引きつぐことになりました。句こう1年間の間にどれだけのことができるか分かりませんが、私としては、これを単に研究の成果を形に残す、もしくは研究会活動を内外に知らせるという段階にとどめることなく、『会報』(の発行)をつみ重ねることにより女性史研究の上での方法論を確立させていく、という方向にすすみたいと思っています。従って編集の基本姿勢や企画はこうした線にとったものにしたいと思います。『会報』の向上のためにも、又、研究会の発展のためにも、内外からの厳しく卒直な意見をよせていただければ幸いです。

・住所変更のお知らせ

以下2名の方々が転居されました。

・4月ともなり、進学、就職と新しい生活を初めた方が何人かいます。近況を是非お寄せ下さい。

女性史研究会会報

発行者 女性史研究会
発行日 1976年4月17日(土)
連絡先 早稲田大学文学部鹿野研究室

女性史研究会 会報

No. 10
1976.5.26

報告を終えて

―女性としての家族制度の―

加藤 朱美

本年度合評会の方針

女性史研究会
合評会

『青箱』の会から

大寺 西美子

私と女性史研究

古郡 武

お知らせ／新刊紹介／編集後記

報告を終えて

―女性としての家族制度の―

加藤 朱美

明治二十年代を頂点として、三十一年度の民法

が二部施行まで（親族、相続）にはほぼ体系化し

た。『家族制度』が、女性の生活にどのような影響

能と及ぼしたのか、が私の関心の出発点であ

った。明治期の『家族制度』は、女性としては

支配地位の機構をとり、それ故にそれが廢止

した戦後は、女性に一定程度の解放がもたら

されたところだが、この八十年の女性史における

見方である。たゞうである。このことは戦前、

戦後の両時代を生きに人々にとってはお当然の

評価なのかもしれない。が、私にはそれ自体

が気がかりを感ぜない。『家族制度』の下で

女性たちはほんとうに磨かれた声も出せないで

いたのだろうか。今の時代のほうがより解放

されてはいるのだから、と。これまで

に摘み取られた女性史や、明治期の新聞記事など

で私の目に移ったばかり、明治の女性たちに

望みして、いや、生きた生きた『家族』を感じ

のは何故だろうか。特に生産に従事する者たち
にそういう面を強く感じるのである。家族制度
が貫徹していた時代が、世たちにとって良い時
代であった。事はない。にもかかわらず
これらの疑問をとくために、私は「家族制度」
が具体的に世たちの何をどのように支配抑圧し
ていたのか探ってみたいと思ふようになった。
そこで問題になったのが「家族制度の性格で
ある。つまり、制度（特に法）は、実際の慣習
その他を基礎として物色化される場合と、一定
の制度目的のために制度化される場合があり、
家族制度は後者の性格をもつたものである。
封建社会の武家の慣習、道徳をその内容とし、
家族間の秩序を統制支配し、その頂点に天皇を
位置づける「家族国家」の形成こそ、明治政府

における制度目的であった。それは「家族制度論」
等にみられるように政府部内の様々なる反動を
抑しのけながら強行されている。その結果として
か、このような性格をもつたならば、当初それ
は平民の生活態度とはかけ離れたものであ
らうし、末端にまで浸透するにはかなりの時
間的経過を要したと考へられる。また「家族
制度」は、崩壊しつつあつた「家父長制」の再編
強化という側面をもつ。崩壊しつつあつた
「家父長制」と「家族制度」との関係は今の
には明確ではないが、明治前中期の「家族国家」
のあり方は、制度以後の特色を一つか二
つための材料になりはしないかという思いで
今回のレポートの訂正（明治前期家族法規集）
をまとめた。

（最後のページにつづく）

(2ページよりつづく)

明治前期家法現象一は、明治初年より、民法施行までの布告、布達等と収録し、その外あり、そのうち、先例集には、各県より出されたり、それに打すうた政官、各省の指令、回答、派裁などともためたものであり、そこに示し、その慣例上の家族関係に於ける女の地位と、これと考えた。便宜的に時期を中途半端に区別してしまつたこと。(明治初年と十五と、新律綱領以下法規をさかんとし、すべしなかつたことは、大に失敗であつたと思ふ。)

課題自体が素朴として大きいこと、それ以外の法的にも、どこともう掘ればということ、加へて、たゞかを得ず、ちよつと手に離れたいところを、ついでに、ついでという現狀で、例念の打に皆様

から御指摘いたされた様々の兵を考慮に入れ、ついで、今後の方向を考へていこうといふこと、ついであり、時期を二十三年から三十一年までに振り、(旧民法の完成なり、廢棄、として明治民法の施行より民法論争の行つたに時期)論争の経過と、その時期に於ける先例、及び新聞、雑誌に現わしたる訂正など、参考にして本回の報告をまとめてみようかと考へたりしている。

以上

本年度合評会の方針

— 女性史研究会合評会 —

合評会は、五〇年五月に、女性史研究会の活動の一部としてはじまった。その設立の契機は、女性史研究会自体の女性史方法論の構築をめざすという、会員諸氏の熱意に支えられたものであった。けれども前年度は不本意ながら、通史（水田珠枝・高群逸枝）をとりあげ、従来乃至最近までの研究方向、方法論を会員が検討することに終始してしまつた。

そこで、本年度の目標は、将来的に女性史研究会として共同研究（論文集）の作業にとりかかることをめざし、これまでの諸先学の研究論文を、とくに会員個々が自己の研究対象や問題関心と関連させて選定し、合評し、そのことを通して論文の問題設定、史料操作、論文作成上

の技術などを学び検討し、かつ研究史の整理をすることを掲げた。この方向性はそうした作業が会員個々の女性史方法論についての再検討、構築をうながし、女性史研究会としての一定の女性史方法論を創造することにつながるという見通しの上に出された。本年度は、従つて合評会設立の出发点、ひいては女性史研究会創立の初期にたちもどり、改めて具体的な作業にとりかかろうとした訳である。

尚、才一回合評会での使用論文は以下の通りである。この報告については、次号の金報に掲載予定である。

。本山幸彦「国家主義教育政策の成立」

（『近代日本の政治と教育』）

。貝出寿美子「森有礼 妻妾論の歴史的

思想的背景」（『日本歴史』三〇二号）

（文責 片野真佐子）

『青鞞』の会から

大井恵美子

今回の令担は大正三年(一九一四年)の一一、一二月号、野枝が編集権をいらいでうから半ば奪つように譲り受けて以後の最初の二号である。野枝の「すべてへ『青鞞』の」今迄の規約や情実を破壊して新たな自分の仕事として、はじめの一步から出直そうとする位(「再び松本悟郎氏に」一二月号)の意気込みが紙面にいかほどの変化となつて現われているだろうか。以下「変化」に重点をおいて少し述べてみたい。

まづ目につくのは、編集者野枝自身の当時のソシヤリスト、大杉、荒畑らへの大胆な共鳴の表白(「雑感」一二月号)である。自分はまだソシヤリストでもアナキストでもないと言いつながら、「正し

い主張」故にそれらに興味と同情を持つのは「当然」と言い切り、すすんではソシヤリストの団結の貧弱さ、意気地のなさに想到し、さらには刊行物の多方面からの発行、「良人達の団結」を助けるべく「主義者の夫人たち」の「良人」への「同化」という、現実策を要望する。書いていくにつれ、気持が昂ぶってきたという感じのこの文章の最後のパラグラフは、「私達の虐待せられつつある思想……」私達もこれからは、たゞ「妥協せざる熱心と勇気と決断」に依つて私達の正当な位置を取りかえさなければならぬ(「傍点——引用者」と、計らずも一人称複数を使って述べられる。大杉との個人的関係を思い合わせれば、自らが「主義者の夫人」となつて「同化」するに、あとはただ「勇気と決断」が残され

ているのみといつても過言ではない内容である。野枝のアナキズム（ソシアリズム）との関係について見るならば、すでにアナキスト、エマ・ゴールドマンの洗礼を受け、この一月号でもとるべき改革の方向を「個人主義を根底にしたアナキズム」へ「松本悟郎氏に答ふ」と規定している。だが、海の彼方の思想家、あるいは一般的にアナキズムへの共鳴を語るのと現実の日本で最も危険視されているイズム、イストへの共鳴を語るのとは同質ではない。野枝に編集権が移っていなかったら、このような文章が載せえたかどうか疑問であり、その意味でこの二号のうちでは従来の「青鞞」からの最たる「変化」としてみられるだろう。

もちろん、この時期の野枝の思想形成を、整合的に説明しようと試みるなら、

事はそう容易ではない。野枝における「絶対的個人主義」と「社会」の関わりが焦点になるだろうが、その一つの手がかり「個人主義を根底としたアナキズム」は未だ莫然というより他なく、したがって先の大杉、荒畑への共鳴の文章も唐突の感を免れない。ここではそれ以上述べ何かを持ち合わせないが、だが、一つ野枝のようなタイプへそれは若さにも原因があるうかがいの人間は厳密にその言葉そのものに固執するより、いわば言外の思想を補って理解するやり方をとらなければ理解し難いということには留意しておく必要があるう。

ちよつと野枝にかかむらわりすぎたが、もう一ついわゆる「貞操論争」があげられる。これも野枝の編集の一つの表われとみてよい。

ところで「貞操論争」といっても、「貞操」それ自体は『青鞥』にとりてたてて事新しいテーマではない。むしろおしきせの結婚とセツトになった当時の女の最大の徳目「貞操」への抗いは、自由恋愛賛美と表裏一体となって、『青鞥』の基調を形成している。だが、ここでの論議は生活窮迫時において「貞操」を売ること（この場合の「貞操」は対夫との関係ではなく対自分自身の問題である）の是非で、反「貞操」をふまえた新たな問題提起となっている。妻の「貞操」を喧しく言う一方で、公娼・私娼がまかり通るといふ構造の中での女の生き方を巡るの対立といえるその論議は、『青鞥』社員の生活体験からくる「生活観」を示すと同時に、展開次オでは娼婦問題も視野に入る広がりを持っているといえる。

今のところ生田花世の『生活のためには貞操を捨てることもやむをえなかった』とする自己弁護的発言（『反響』九月号）と、それを真向から批判する安田皐月の『あくまでも貞操がオ一義でしかありえない』（『果物屋』という形で自立を図る彼女のいう「貞操」は「頭で生きる事」であり、「貞操」を信義に生き方の根本姿勢と解していることが注目される。）との正論の対立となっている。今後の展開如何？

最後に、これはとくに野枝の編集方針の結果というのではないが、岩野清のらいてう批判にふれておきたい。自らの行動思想へというコースを例に引きながら、だが思想と実行のバランスが必要だとして、『青鞥』とらいてうへの不満から『書斎から街頭へ』と期待を述べると、

『青鞜』の中でも一種特殊な位置にいる清だが、はっきりとこのような言い方をしているのは記憶に留めておいてよい。

お知らせ

○『青鞜』読書会

日時 六月七日(日) 六時より
場所 早稲田大学文学部鹿野研究室
一九一五年一月号から

○六月の例会(合評会を含む)

日時 六月一九日(土) 一時半より
場所 早稲田大学文学部鹿野研究室
報告内容 牧貫博
『婦人戦線』研究序説
尚、例会報告の前に合評会があります(一時半〜三時半)、当日の資料は未定です。

私と女性史研究

右 郡 武

「明治」とは近代日本の原点である。「近代日本」を位置付けた時期であり、さらに言うなら、この今をも規定している。

この「明治」の四十五年の中で、日清戦争は、「明治」という体制の内実を固定させ、その前までは存在しえなかったであろう、ある種の選択の可能性をその時点で否定したものであると思われる。この日清戦争を契機とする体制の内的固着化、固定化を考える私にとって、当時の一般の人々の持っていた対アジア観、また当然にそれと表裏の関係にある「日本」観の追いは、そのことの一つの手段となる様に思われる。すなわち、「明治」の日本という体制、いわゆる近代の日本の原点たる存在の一部として、日清戦争の際に朝鮮・中国へ従軍した兵士、またそれ

らの地域を見聞した人々のそこでの体験
印象はそのまま彼らなりの対アジア認識
の一部に、言い換えれば「日本」認識の
一部として定着したであろう。

軍隊とは物質的に「近代」「文明」の
最先端を行く存在である。したがって米
の飯も満足にとりえなかった農村の一人
にとって、成程自由はある程度規制され
ても、米の飯も食べ、洋服、皮靴も着れ
履けるそこは「文明」そのものと感じら
れたのではなかったか。さらに、疑似的
な平等性も存在しており、軍隊の存在は
そのまま「文明日本」の存在へと結び
付いていったのではないか。

この様な軍隊の一部として朝鮮・中国
に出兵した彼らが、そこで見、聞き、体
験した事柄がどの様な形で彼らの中で定
着したのであろうか。多分彼らがそこで
見たものは、それまでの自分の狭い範囲

の体験を越えた「異常」な世界であつた
らうと思われる。ただの旅行者の一人で
あつたならばまだ良かったらうが、彼ら
は「文明」と「日本」の象徴たる軍隊の
一部であつた。彼らはそれらの体験を「
文明」「日本」という視点から認識せざ
るを得なかつたであらう。すなわち、朝
鮮・中国を「非文明」と認識することで、
自らの体験を自らに刻み付け、「日本」
を感じていったのではなからうか。彼ら
が朝鮮・中国、さらには日清戦争の勝利
等を通じて認識していったものが「日本」
と重なり合うことで、それまでの自分の
狭い生活空間を越えた存在として、漠と
してあつた「日本」を自らの内部に定着
していったものと思われる。それが、彼
らにとって「明治」の日本である。

「娼婦」との出会いはこの様な中で始
まつた。「明治」の日本を以上のように

感じていった兵士に対して、対極的な存在として「娼婦」と「天皇」が表われてきた。しかし「娼婦」とは「明治」の日本にとって女性兵士であつた。その意味では互いに対極的な存在にあるにもかかわらず、両者の関係に一定のものがあつたに思える。国の兵士として日本を出て、そこで日本という国を初めて認識した存在として。

女性史との関わりというよりも、私の考えていることと言つて良い文になつてしまつたが、この「兵士」と「娼婦」の両者の関係を考えるということが女性史のオーストリアとなつたわけである。

＝新刊紹介＝

- 牧瀬菊枝著『聞書ひたむきの女たち―無産運動のかげに』朝日新聞社 六二〇円
- 森崎和江『からゆきさん』朝日新聞

社 七八〇円

- 多喜二・百合子研究会編『宮本百合子「伸子」時代の日記 一九二〇年―一九三三年』世田谷区成城七の五 永見恵方

- 妻有の婦人教育を考える集田編『豪雪と過疎と』未来社

- 松永伍一『子守唄の人生』中公新書

＝編集後記＝

○例会当日発行予定の会報が遅れてしまつたことをまあおわびします。引き継いでまだ二号目なのですが、以後遅れないように気をつけます。

- 鹿野政直先生が五月初め、二ヶ月半ぶりに海の彼方からお帰りになりました。少し暇になつたら感想などをとりまぜて何か書いて下さるそうです。お楽しみに。

- 三月の例会で確認されたことの中に、翌月の例会報告者は、報告概要と、参

考資料を添えて渡す、というのがあり
ました。例会を充実させるためにも、又
各個人々が準備する上でも、是非必要
なことですので、実行するようにして下さ
い。

。例会責任者諸氏の熱意により、五十一年
度女性史研究会電話連絡網が起き上がり
ました。連絡がスムーズにいくよう、活
用して下さい。

。五月例会出席者十四名・これからこの
線を維持したいものです。

女性史研究会会報 No.

発行日 一九七六年五月二十六日

発行者 女性史研究会会報係

連絡先 早稲田大学文学部鹿野研究室